

## 詳結——清代中期における 軽度命盜案件処理

鈴木秀光

### 目次

はじめに

第一章 詳結の位置

一、上申制の諸類型

二、軽度命盜案件処理

三、通詳のみによる手続の実務

四、詳結の位置

第二章 詳結採用の要因

一、酌婦簡易條款

二、省側の対応

三、省内の対応——内容主義と刑罰主義

おわりに

はじめに

清代裁判制度は、その先行研究によると、案件が官僚制のどの段階で完結するかによって大別して二つの処理手続が採

られていた。すなわち「州県自理」と「必要的覆審制」である。州県自理とは、笞杖レベルの刑罰が想定される案件を州県限りで完結し発落するもので、「戸婚田土細事」などと呼ばれる民事性が強く重要度の低い案件を主に対象とした。一方、必要的覆審制は、徒刑以上の刑罰が想定される案件を州県が上申し、官僚制の各階層で審理を繰り返すことにより完結する。こちらは「命盜重案」と表現されるように、刑事性が強く重要度の高い案件を主に対象とした。ここでは、案件の内容に一定の配慮を示しつつも、刑罰を基準として案件処理手続を区別している。

他方、制度の根本規定とも言うべき『欽定大清会典』には次のように記されている。

戸婚田土の案は、皆な正印官をして理せしむ。罪が徒に至らば、則ち上司に達し以て聴覈せしむ。若し命案若しくは盜案たれば、報を得れば即ち通詳し、獄成れば則ち上司に解して以て審轉せしめ、總督若しくは巡撫が審勘すれば乃ち具題す。

戸婚田土では自理を前提としつつ、徒刑に達する場合は上申することが求められている。一方、命・盜の場合は上申・覆審を規定している。ここでは、特に戸婚田土において刑罰の重さに若干の配慮を示しつつも、基本的には案件の内容を基準に処理手続を区別している。

従って、先行研究・『会典』の両者ともに、清代中国の案件

処理手続として「自理」及び「上申・覆審」という二つの処理手続を措定し、先行研究の場合は刑罰を基準として、『会典』の場合には内容を基準として区別していた。そして、この両者が言及している処理手続は事態としては重なる部分が多い。すなわち両者ともに、戸婚田土細事Ⅱ笞杖レベルの戸婚田土案件は自理であり、命盜重案Ⅱ徒刑以上の命盜案件は上申・覆審である。また、戸婚田土であっても徒刑以上の場合には、先行研究のように刑罰に着目するにしろ、『会典』のように内容に着目するにしろ、上申である。従って、戸婚田土および命盜重案の処理方法を見る限り、先行研究・『会典』の規定とも同じである。

それでは、笞杖レベルの刑罰が想定される軽度命盜案件はどうであろうか。この点については、両者ともに必ずしも明確な言及がなされていない。先行研究に拠れば、笞杖レベルの刑罰が想定される案件であるため、州県自理と考えられる。しかし、『会典』の規定に拠れば、命盜案件である以上、上申・覆審と考えるべきであろう。従って、軽度命盜案件は「先行研究によると自理、『会典』によると上申」という異なった処理手続が導き出されることになる。

では、実際には軽度命盜案件はどのような処理が行われていたのか。例えば『省例』と呼ばれる一群の史料に目を転ずると、次のような規定を見出すことができる。

竊案の賊贓を獲えるを経て、事主が贓を認めること明確

詳結——清代中期における軽度命盜案件処理

にして、該犯が供招して輪服せば、(略)其の罪の杖刺に止まるは、州縣は即ち擬を定めて通詳し、上司は核明し批示して發落せよ。<sup>3)</sup>

自盡・小竊等の案は、仍お向例に照らして、通報する文内に於いて即ち審明して擬議し、詳もて批結するを請うを許す。

前者は笞杖レベルの窃盜案件に関する規定で、後者の小竊案件も同様に笞杖レベルの窃盜を指す。また後者の自盡案件は、刑罰を科す場合、笞四十や杖八十の「不応為」律や杖一百の「威逼人致死」律が念頭に浮かぶ。これらは共に笞杖レベルの刑罰を想定する軽度命盜案件であるが、こうした案件では、下僚からの詳文に対して上司、具体的には督撫が批准することによって完結する手続が採られていた。後者の史料では、引用部分を「枷責する賊犯の、即ち審擬して詳結するを許す」と言い換えている箇所があり、下僚からの詳文を督撫が批准することで完結する手続が「詳結」と呼ばれていたことが判る。これが本稿の主題である詳結という案件処理手続である。

詳結。この特定の処理手続を示す用語は、従来の研究史の中で不思議と等閑視され、馴染みのないものであった。しかし、例えば清代法制史では重要な位置を占める史料と考えられる『学治臆説』や『読例存擬』にも表れる用語であり、さほど特殊な処理手続ではない。そして、本稿の主要な史料である『省例』や中央から督撫への通行の類には、所々でこの

語が表れる。こうした史料上の用例の広がりから考えてみると、督撫が下僚を拘束する様々な規定の中に表れるものであり、その意味でまずは督撫と下僚との関係の中で問われるべき処理手続であるというのが、詳細理解へ向けての素直な出発点であろう。

それでは、この詳細とは具体的にいかなる性格を持つものか。本稿は、軽度命盗案件の処理手続としての詳細を説明することを目的とする。そこで第一章では、督撫以下で行われる案件処理手続をその簡便化の度合を軸として並べ、そこにおける詳細の位置、上申及び自理と詳細との関係を明らかにする。また第二章では、詳細が軽度命盗案件の処理手続として採用される場合の決定要因として「酌帰簡易條款」及び「刑罰主義と内容主義」を考察する。

なお、引用史料中で用いている句読点や修飾記号はすべて筆者による。

## 第一章 詳細の位置

### 一、上申制の諸類型

「はじめに」で言及したように、清代の案件処理手続は大きく分けて二種類存在した。一つは自理であり、これは案件を州県のみで審理して完結し発落した。もう一つは、下僚が審理して上申し、その上司が覆審してさらに上申するという、官僚制の各階層で審理を繰り返すことによって案件を完結す

る処理手続である。こうした処理手続をここでは上申制と名付けておこう。<sup>6)</sup>

この上申制では、上申する際に、案件の文書と共に人犯も上司衙門へ護送する場合があった。これを「解審」「招解」といい、各階層の官僚は審理して罪を擬し、それを詳文の形式に整えて人犯とともに上司に送った。解審が行われたのは原則として省城までである。このように案件とともに人犯も護送することは、基本的には、覆審の際に直接尋問した方がより確実な審理が出来るという配慮からであろうが、順次護送すれば官民ともに煩わされるし費用もかかる。<sup>8)</sup>そのため、他方では、人犯を護送せず詳文のみを上司に送るという方法も存在した。

この点について那思陸氏は、解審について律例に特段の規定が無いとした上で、解審の原則として「誦例存疑」の条例附載の按語に表れる次の言葉を引用している。<sup>9)</sup>

斬絞の人犯は督撫に解歸して審擬して具題す。軍流は臬司に解するに止まり、專案もて部に咨す。徒犯は府に解するも並べて司に解せず、季に按じて部に報ず。此れ定章也。<sup>10)</sup>

これによれば、死刑の場合は督撫まで、流刑や充軍では按察司まで、徒刑では府まで解審されていた。これを逆に言えば、流刑や充軍では按察司と督撫の間、徒刑では府以上で人犯を護送せず詳文のみを送る方法が採られていたことになる。

このうち徒刑に關しては、乾隆八年の段階で「流罪以上の人犯は府・縣が審明し、司に解して院に轉ぜよ。徒罪以下の人犯に至りては、州縣が審明して擬議し詳結せよ。司に解するを庸いる母れ」という定例があり、按察司まで解審されていなかったことが確認できる<sup>(12)</sup>。また、例えば乾隆期湖南省の実務を見ると、上申手続を示す用語が徒刑案件と死刑案件では使い分けられており、徒刑は按察司まで解審されていなかったことを裏付けている。徒刑案件が省城まで解審されなかったとすれば、滋賀秀三氏が言及する「省城から離れた地方での案件は、死刑などの特定の案件を除き、府から道へ解審し、道からは文書のみで済ます」こと、「特定の罪については解審は府までとする」こと、「或種の場合は解審自体をまったく行わず詳文による処理のみを行っていた」ことなどは、徒刑以上は省城まで解審するという原則に対する例外措置として考えるよりも、どこまで解審するかについて案件内容や時期によって変遷があったことの一例と考える方が望ましい。

ただ他方で、解審をどこまで行うかという違いはあるにせよ、上申制にのせられる案件はすべて督撫の所までもたらされたことには注意する必要がある。簡便化といっても、完結権限を順次官僚制の各段階に下げ渡していくのではなく、あくまで督撫まで案件がもたらされる方法を簡便化しているにすぎない。上申制という場合、(どのような形で) 督撫にまで案件がもたらされることがその大きな特徴であった。簡便化とは、結局の所、そうした上申制の実務上の様々なバリエーションと解すべきである。

さて、このような上申制の中で着目すべきは、その簡便な形態である詳文のみによる覆審の処理手続である。滋賀氏はその例を三つ挙げているが、ここでは「実の祖父母・父母に突き出された不孝な子孫が発遣に処さるべきとき」を考察する。それは、軽度命盗案件の処理手続として、子孫違犯教令の場合と同様の手続が採られる場合があったからである。この事例は刑律断獄「有司決囚等第」律に附載する条例で言及されているが、その内容は以下の通り。

凡そ祖父母・父母が、子孫の觸犯するに因りて、呈送して發遣せんとするの案、該州縣は訊明するの後に於いて必ず解勘せず。止だ府司に詳して覈明し、督撫に轉詳して覈咨し、部の覆准を俟ちて、即ち地を定めて起解す。若し嫡母・繼母及び嗣父母が呈送して發遣せんとするに係れば、仍お舊に照らして解勘す。

ここには二つの処理手続が規定されているが、後者は、継母や嗣父母が発遣を望む場合は従来通りの解審とすることを規定するものであり、ここでは関係がない。前者は、祖父母・父母が子孫の発遣を望む場合の処理手続を規定しているが、州県から府、府から按察司、按察司から督撫へと詳文のみを順次上げて覆審することにより処理されていることが読み取れる。なお、この条例が規定している内容は、刑律訴訟「子孫違犯教令」律の条例の一つと関連するものであり、『誥例存疑』の著者薛允升もまた、上記条例は「子孫違犯教令」律の条例の中に移入すべきであると述べている。<sup>16)</sup>

その薛允升が移入すべきと述べる刑律訴訟「子孫違犯教令」律の私版本の上註部分では、案件の処理手続について以下のような典拠不詳の文章が掲載されている。

嗣後、「繼母が子の不孝を告げる」及び「祖父母・父母が呈もて發遣するを求めるも、査するに後妻有る。」は、仍お各州縣に令じて詳細に推鞠し、尋常軍流の案に照らして司に由りて親しく勘して詳咨せしむるを除くの外、其餘の祖父母・父母が呈もて子孫の違犯すること顯著たるを首すは、各州縣犯供を録敘し、一面擬を定めて通報し、一面府に詳して核轉し、仍お本司に由りて詳を敘して咨を請う。覆審して招を成すを須いる無く、亦た必ずは例限を聲扣せず。<sup>17)</sup>

ここでも二つの処理手続が規定されているが、前半部分は先

の継母や嗣父母の場合の実務であり、ここでは関係がない。ここで注目すべきは後半部分である。祖父母・父母が「子孫が教令に違犯すること顯著たる」を官に告げて發遣を求めてきた場合、前半部分で述べるような特殊事情がなければ、その子孫の供述を記録し、一方では擬を定めて各上司に通報し、他方では州県↓府↓按察司↓督撫と詳文を上げて覆審し、督撫が刑部に咨することで処理せよと言う。<sup>18)</sup> 州県が擬を定めて通報したものと、州県から府に上げる詳文が同じかどうかは判らない。しかしいずれにせよ、この子孫違犯教令の詳文のみを上げて覆審する処理手続では、官僚制内部で通報という形態で上がってくる文書（おそらく詳文と州県より順次上がってくる詳文の二種類の文書が必要とし、前者の通報する文書の中でも擬を定めていたことが判る。

## 二、軽度命盜案件処理

軽度命盜案件を処理する際も、以上のような子孫違犯教令と同様の処理手続、すなわち一方で定擬通詳し他方で詳文を上げて覆審をするという手続が採られる場合があつた。<sup>19)</sup> それは、以下に挙げる『福建省例』所収の史料に示されている。

各縣の凡そ自盡路斃の人命、贓數多く無しの竊盜、傷つけるも未だ命を殞とさず驗して平復を經るの鬪毆、以て私姦・賭博・私宰等の案に及ぶの、罪枷杖に止まるに遇わば、俱て例に照らして擬を定めて通詳す。批を候ちて

覆審するを庸いるなし。其の情節已に確かなるや否や、議擬未だ協わざること有るや無きや、該管の府州は親臨の上司に係れば、稽查核轉の責有り。應に駁すべく應に轉すべく、即ち當に核辦すべし。原より必ずは坐して院司が始めて辦理するを待たず。

ここで述べる「擬を定めて通詳す」という部分は、そのすぐ後の「批を候ちて覆審する」という部分と対比される。すなわち命盜案件であれば、審理して擬を定めて上申する際の詳文以前に、事件が発生した時や犯人を捕らえた時などその事件状況や尋問結果などを各上司に詳文によって報告することが求められており、これを「通詳」「通報」と言った。そして「批を候ちて覆審する」という部分は、こうした通詳に対する上司、具体的には督撫からの批を受けて審理・覆審をすることを意味している。ここでの規定は「批を候ちて覆審するを庸いるなし」とその手続を不要とし、「擬を定めて通詳す」と述べられるように、最初に行う通詳の中で既に擬を定めることが求められている。

この文面だけをみれば、案件は督撫までもたらされるものの、その過程で覆審を必要としない簡便化された処理手続を規定していることになろう。しかし、史料は次のように続いて、ここではそのような処理手続を措定していないことを述べる。

本司酌して請うらくは、嗣後凡そ各州縣が通詳せし、罪

詳結——清代中期における軽度命盜案件処理

杖刺枷責に止まり、及び自盡路斃の人命の、例として應に外結すべき等の案に遇わば、該管の府州は、縣詳を接到するの日、即ち逐一確核し、如し情節已に明らかたりにて擬罪允協たれば、立ちどころに即ち看を加えて司に詳し、以て核轉するに便ならしめよ。如し應に駁飭すべくは、亦た即ち駁して覆査改正せしめ、一面駁飭するの緣由をば報査し、必ずは前に仍りて院司の批示を等候せず。ここでは、擬を含む通詳を受けた府レベルが、その内容を検討して、妥当であれば看語を付して更に按察司へ詳文を上げ、按察司が更に督撫へ核轉するための便とすること、および、擬が妥当でなければ按察司や督撫の批を待つことなく府がその擬を駁して改正させることを規定している。ここより、通詳内で擬を定めつつも、実際には官僚制の各階層で審理・覆審し、州県から府、府から按察司、按察司から督撫へと詳文を上げることが窺われる。従って、ここで行われている処理手続は、先の子孫違犯教令での処理実務と（省内の処理手続においては）何ら変わるところがない。覆審を否定しつつも、実際には詳文のみを上げて覆審する手続を規定していた。このように、軽度命盜案件の処理手続の一つには、詳文による覆審が挙げられる。

さて上掲史料では、前半部分で「通詳内で擬を定める」という処理手続を規定していたが、後半部分では、そのような手続を措定せず詳文による覆審を規定している。しかし、こ

六三—四—一〇三

れはあくまで史料後半部分で規定されている内容を踏まえた結果であり、前半部分で規定している内容自体から導かれるものではない。それでは前半部分で規定する「通詳内で擬を定める」ことは、それ自体では具体的にいかなる内容を持つものであろうか。この点について、以下の『湖南省例成案』所収の史料を検討しよう。

嗣後凡そ失窃の案有りて、①事主の初報が官に到りて尚お未だ通詳せず随いて人贓並びに獲えるを經て、或いは已に通詳して緝を飭し人贓並びに獲うるを經て、訊して疑竇無く罪の杖刺に止まり解審を庸いる無きの如きは、即ち人贓並びに獲えるの縁由をば、審して定まれる口供と共に看を加えて擬を議して、通詳して批を候ちて發落せよ。②犯未だ全て獲えず贓未だ全て起せず即日案を定めること能わざるもの若きは、仍お舊例に照らして先行して通報し、一面犯を拘えて贓を起し、別に擬を定めて府に詳し、司に由りて核轉して完結せよ。③其の罪の徒流以上に在るの案たれば、仍お招解して審轉するを行え。

この史料は三種類の案件処理手続を規定しているが、そのうち③の徒罪以上の案件の処理はここでは問題ではない。問題は笞杖レベルの窃盜案件の処理を規定した二つである。そのうち②は、即日案を定めることが出来ない場合、まず通詳をした上で、州県から府、府から按察司、按察司から督撫へと

順次詳文を上げて覆審をしていくという処理手続を規定している。これは、最初の通詳の中で擬を定めることこそしないものの、それを除けば先の『福建省例』所収の処理手続規定と基本的には同じである。それに対して①では、人贓并獲、すなわち犯人を逮捕し贓物を確保した場合、先行通詳の有無を問わず、擬を議して通詳し、上司（具体的には督撫）の批准を受けて發落するという手続を規定している。

この両者は笞杖レベルの案件の処理を巡る規定である。同レベルの案件の処理規定を二つ並べて対比している以上、その規定内容が同じであるとは考えられない。一方が詳文を順次上げて覆審をする手続である以上、もう一方はそれを必要としない手続でなければならぬ。すなわち、前者で規定する「擬を議して通詳する」とは、その字義通り通詳のみを行いその中で擬を定めているものであって、『福建省例』所収の処理手続規定のように、実際には詳文を順次上げて覆審するといった方法であるとは考えられない。この手続では、州県から各上司へ擬を含む詳文が上げられるが、通詳という形態である以上、基本的に督撫の批准を得ればそれによって完結して發落することが出来るはずで、これは官僚制の各階層で順次覆審する上申制とは質的に異なっている。軽度命盜案件のもう一つの処理手続として、このような覆審を伴わない通詳のみによる手続が挙げられる。

以上、詳文による覆審と通詳の二種類の軽度命盜案件処理

手続を考察したが、この両者を比較した場合、覆審を行わない後者の方が前者よりも簡便であると言える。しかし史料は、軽度命盗案件の処理に関して更に簡便化された形態が存在することを示す。それが以下に述べる「彙報」である。

「彙報」とは、その字の如く、月ごとや季節ごとにとまとめて(彙)報告するという形態である。「治浙成規」には次のような史料が所収されている。

應に請う所の如く、嗣後竊盜の小犯、鷄を偷み犬を竊むと、曬暎せし衣服を搦摸すると、禾麥を盜取するの、人賊の現獲せしの如きは、案に到るの時、即ち州縣に令じて審明し、例に照らして刺字して責懲し、賊を追して發落し、後に親屬に交して収管せしめよ。仍お毎月底に於いて、此等の案犯を發落過せし情由をば、造冊して通送し査核せよ。情節未だ確かならざる、及び室に入りて賊を攫る等の案の如きは、罪は杖刺に止まると雖も、仍お須く簡易條款を遵照して、擬を議して通詳して示を候つべし。擅に發落を行い、漏縦有るを致すを得る母れ。<sup>23)</sup>

史料中で言及されている「簡易條款」とは、後述する「酌帰簡易條款」のことであり、そこでは軽度命盗案件の詳結、具体的には通詳による処理を定めている。ここでは小窃案件の中でもとりわけ被害が軽微な零星小窃については彙報、それ以外は通詳による処理を規定している。その彙報については、州県が先行發落して月底に造冊して通報することを定めてい

る。

もう一つ史料を挙げてみよう。次に挙げるのは「粵東省例新纂」である。

竊案の贓を計りて五十兩以上に在るは、例に照らして分別して勘辦する外、其の贓を計りて五十兩以下の案たれば、縣に由りて訊明し、並べて另犯無ければ、即ち例に照らして杖刺して發落し、季報に列入して具詳せよ。<sup>25)</sup> ここでもまた、贓五十兩以下の案について先行發落し、季節ごとに報告することが求められている。

案件を州県のみで完結し、發落した結果をまとめて報告する。これが彙報という形態で採られている処理手続の内実である。案件処理はすべて州県で行わせて先行發落し、その結果のみを事後報告させる。ここまで来ると、上司が案件処理に關与する部分が省略され、従って循環簿で事後報告をする州県自理と基本的に変わらないと言えよう。これが第三の軽度命盗案件処理手続である。

### 三. 通詳のみによる手続の実務

前項では、軽度命盗案件の処理手続として、詳文による覆審、通詳、彙報の三種類を提示した。このうち詳文による覆審は、単に(手続が簡便化するに従って)督撫側より順次行われなくなる)解審が完全に行われないだけであり、具体的な実務もまた解審を伴う場合と(これとて案件によっては、部分的に詳文のみの覆審



となる以上、質的な違いは認められない。また彙報の場合は、先述のように州県自理と基本的に同じである。しかし通詳のみによる手続は、詳文による覆審や彙報と較べると、その実務は馴染みが薄い。そこで、この実務がどのようなものであったかをここで検討することとしよう。

まず用いる詳文であるが、巴県档案の中に「乾隆二十九年七月巴県為李洪窃案結案申冊」と題する小窃案件処理の詳文の実例を見いだすことが出来たので、紹介の意味を兼ねてここに提示することとしよう。

窃せらる事の為にす。

卷査するに、乾隆二十九年二月初三日、里民丁識美の具報を據ける。「正月三十日夜、賊に壁を割りて室に入り銅錢・衣服を窃去せらる。」と。賊に銀一十二両七錢五分を估する。月報に彙入し、批を奉じて緝を勒して案に在り。

茲に本年七月初八日に於いて、捕役蕭文・營兵劉勇が賊犯の李洪並びに買贓の羅応元を緝獲し、原贓の花氈一床・裙帶一副を起出して県に到るを據ける。卑職隨いて驗するも、私拷の傷痕無し。事主並びに牌保人等を伝喚して案に到らしめ、堂に当たりて査訊す。

問う。丁識美が供するを據ける。(略)

問う。牌頭の鄒聖榮、保隣の陳道著・陳応桂が同じく供するを據ける。(略)

問う。羅応元が供するを據ける。(略)

問う。李洪が供するを據ける。(略)

該巴県知県段、「李洪が丁識美の家の衣服を窃するをを行う」の一案を審看し得たり。査するに、李洪は呉玉と傭工して認識たり。乾隆二十九年正月三十日、呉玉は李洪の家に至りて閑要し、貧難に叙及す。李洪は意を起し、丁識美の家を窃するを行わんと商同し、呉玉は允従す。是の夜の二更、同夥たる二人は、潜りて事主の屋側に至り、呉玉は壁を割きて室に入り、李洪は外に在りて贓を接し、衣飾・錢物を攫取して、李洪の家に背回し俵分して而して散る。事主は県に報じ、卑職は月報に彙入し、批を奉じて緝を飭するを經る。茲に兵役が賊の李洪を獲え、原贓の花氈・裙帶を査起して案に到るを據ける。卑職が厳しく査訊を加えるを經て、前情を供するを據け、贓は主が認めるを經らば、正賊たるや疑う無し。此の案は、贓に銀一十二両七錢五分を估し、李洪が意を起こして首為るに係れば、李洪は合に「窃盜、贓一十兩は杖七十とする」の律に依りて、応に杖七十とし、折して二十五板を責むべし。訊するに初犯に係れば、例に照らして臂に刺す。裙帶を収買するの羅応元は、訊するに情を知らず、牌保の鄒聖榮等は、本犯の罪杖責に止まり、例として邀免するを得れば、均しく議を庸いる母れ。已に獲えるの贓は、主に給して具領せしむ。未だ獲えざるの贓は、現犯の名下に在りて追賠す。逸犯の呉玉は獲えるの

日に另結す。允協たるや否や、理もて応に具文して憲台に具詳し、俯して査核して批もて飭遵を示すを賜らんことを。総督部堂に驗報し、並びに督部堂兼撰巡撫暨臬・道二憲並びに本府に詳報するを除くの外、此が為に由を備え、申して詳に照らして施行せんことを乞う。須く申冊に至る者なり。

内容的に知県の看語と重なる当事者・関係者の尋問部分を省略したことを除けば、これが収録されている全文である。基本的に詳文とは、上司に報告すべき内容の要旨を記すものであり、その他に報告内容の全体を記載した書冊を作成し、詳文とともに上司へ送る。一方、詳文と書冊を受け取った上司は、書冊を自分の所に止め、詳文に批を書き付けて下僚へ送り返す。詳文作成の主体たる県衙門には、詳文ないし詳文と共に送る書冊を作成するための原稿か、批が書き付けられて戻ってきた詳文のどちらかが残るはずである。檔案の現物を閲覧していない以上断定は出来ないが、用語の省略などが見られないところから推測すれば後者であろうか。

この檔案は、窃盗犯を杖七十することに関して批示で飭遵することを求めている詳文で、最後の部分より、督撫、按察司、道、府に対して詳文を出していることが判る。ただ、この詳文がどこに宛てて出されたものかは、記載がなく不明である。しかし、少なくとも詳文の中で記載されている宛先督撫・按察司・道・府でないことだけは間違いない。

詳結——清代中期における軽度命盗案件処理

この案件では県が最初に事件報告を受けたときに「月報に彙入する」という処置を執っている。四川省では四十両以下の窃案について、具報を受けた段階で案ごとに通詳するのはなく、月ごとにまとめて報告していたが、ここで言う「月報」とはそれを指している。ところで、覆審を伴わない通詳のみによる手続は、史料上では「随詳擬結」「随詳議結」などと表現されることがある。これは、命盗案件処理手続で必要とされる通詳の中で、擬を定めることを行っているという発想である。この通詳は、上述のように、事件発生時の報告のみならず犯人逮捕といった状況の変化の際にも行うよう求められていた。従って、ここで検討している詳文もまた、犯人逮捕という状況の変化に伴ってなされるべき通詳の中で擬を定めていると言えないこともない。しかし、事件が発生したときに求められる事件報告としての通詳が「月報」という形態を採っているにもかかわらず、犯人逮捕という状況の変化に伴ってそのことを報告する通詳は案件ごとになされていたとは考えにくい。この案件の場合、事件報告としての「月報」形式の通詳と、檔案の対象となっている通詳は別物であると考えるのが妥当であろう。とすれば、檔案の対象となっている通詳とは、状況の変化を報告するというよりも擬を定めることそれ自体のためになされているものであり、これは、定擬内容を各上司に対して詳文という形態で報告して裁可を仰ぐ定擬「通」詳であると考えられる。

六三—四—一〇七

では、このような詳文が州県から各上司に上げられた後、実際に州県で発落するまでにいかなる手続が踏まれるか。このことについて『西江政要』所収の史料を見ることで検討しよう。

まず史料は以下の通り。聽

一。批を奉じて核議する案件、應に府州に隨時查核するを飭すべき也。查するに、各屬の通詳せし一切の輕罪の人犯の詳に隨いて擬を定めるの各案、院批を奉じて司が核詳し、府に由りて轉ぜず。固より以て案牘を速め、而して拖延を免れるべし。法は至善也。第だ其の中に「自盡の人命」及び「案の地方民生に涉る」の事有り。均しく至要に關するも、司問僅かに各縣の原詳に就きて查核するのみ。其れ疑竇顯然たりて、議擬未だ協わざる有らば、自ずから分別して查するを飭して議を改め、以て允當を期すべし。倘し案に就きて查核するも、則ち疑うべき無ければ、而して其の間或いは別に他故もて捏飾・増減し、以て實を失うを致す有るも、司問は縣詳を憑みて核議するに止まる。豈に能く周悉せんや。而るに各該府州は、或いは「事は己に干せざる」を以て、始めは則ち批を聽き、繼ぎては則ち轉飭し、便ち了事と爲す。殊に刑獄を慎重にするの意に非ず。嗣後、各屬の一切の通詳事件、院司が査して疑竇有りて、批もて查覆するを飭すは、批に遵じて辦理せしむを除くの外、如し疑竇無く、

止だ須く核議して完結すべきは、院批を接奉せば、司は即ち核議して詳覆し飭遵せしめよ。而して該府州は、州縣の詳に隨いて議到るの時に於いて、務めて須く隨時逐いて查核するを加えよ。如し「疑うべきの處」、及び「廉訪して別故有る」有らば、即ち專案もて詳明し、司問の核確するを聽くを行え。即ち或いは己に司が詳して院が批し、轉行して飭遵せしめるを奉ずるも、該府州其の情罪符せざるを査し、果たして眞知・灼見有らば、亦た實に據りて具詳するを妨げず、以て覆核して再び轉詳するを行い、憲が核して改正するに憑たらしめよ。倘し該府州漫にして經心せず、僅かに「批を聽きて奉行する」を以て責めを塞ぐを爲し、別に發覺するを經れば、咎は歸する攸有り。此の如くせば則ち案は留まらず獄も又得る。各州縣は互いに相い察核し、自ずから益ます詳慎を昭らかにす。前件は乾隆二十三年に前按察司亢が詳し、前撫院阿暨び督部堂尹が批允するを奉じ、通飭して遵照せしむるを經るに係れり。

これで史料の全文であるが、全体の趣旨は、覆審を伴わない通詳のみによる処理手続の過程で、定擬内容を含む通詳を受けた府レベルの役割を高めようとするものである。前述のように、軽度命盗案件処理には詳文による覆審と通詳のみによる手続があるが、この場合、通詳のみによる手続の場合でも覆審した場合と同様の効果を得るよう期待している。

この史料から処理手続を読みとると、まず前半にある「院批を奉じて司が核詳し」という所から、州県から寄せられた定擬内容を含む詳文を、督撫が司に内容を調査させ、その結果を報告させていることが判る。司は検討結果を詳文によって督撫に報告し、その詳文に対して督撫が何らかの判断を批示すること、この案件に関する処理方法が確定する。「司は即ち核議して詳覆し(飭遵せしめよ)」、「司が詳して院が批し」とは、この間の手続を物語っている。

そこで問題となるのは、「飭遵せしめよ」、「轉行して飭遵せしめる」が指す内容、具体的には司詳に対する督撫批によって固まった処理方法がどのように執行者たる州県に指示されているのかである。このことに関して、「司は(即ち核議して詳覆し)飭遵せしめよ」とあり、また府の行為として「始めは則ち批を聽き、繼ぎては則ち轉飭し」とあることから、督撫↓司↓府↓州県と順次命令が下っていくことが窺われる。この史料で府に求められていることは、何らかの問題があつたときに、「始めは則ち批を聽き、繼ぎては則ち轉飭し、便ち了事と爲す」という行動を採らないこと、「司が詳して院が批し、轉行して飭遵せしめるを奉ずる」場合でも、問題があればそれを具詳することである。問題があることが分かつていても、上司からの命令だからといってそのまま下僚に命じるのではなく、上司からの命令を受け取った段階でも問題があればそれを報告するよう求めている。ここより、府の「批を聽き」

という行為は、「司が詳して院が批し、轉行して飭遵せしめるを奉ず」という行為を指していることが判る。督撫の判断たる批の内容は、府は司から下される命令の中で知ることになる。従つて、督撫が司詳に対する批によって定めた処理方法は、(札などの形態で)官僚制内部で順次転飭していくことによつて、末端の州県に指示されていることが判明する<sup>(33)</sup>。覆審を伴わない通詳のみによる手続といつても、単に州県から上がつてきた詳文に対して督撫が批を書き付けて、それを州県に送り返すことで終了するのではなく、まず司に内容を検討させ、司からの詳文に批を書き付けて、その内容を上司が下僚へ順次命令していくという実務が採られていた。

#### 四、詳結の位置

前項では通詳のみによる手続の実務を考察し、ここで用いられている詳文は定擬のためになされていること、督撫に上げられた詳文はまず司に内容を検討させ、司からの詳文に督撫が批を書き付けて、その内容を上司が下僚へ順次命令していくという実務が採られていたことを明らかにした。詳文の形態にしても、従来の通詳で用いられているものとは質的に異なり、独自の性質を帯びていることや、そのような詳文を検討する際にも慎重な措置が採られていることから考えれば、通詳のみによる手続もまた、簡便化されているとはいへ一定程度の慎重さを確保する方向でなされていた。その意味

で、詳文による覆審と通詳のみの手続の実務上の差異はさほど大きくない。

同様のことは、前々項で提示した通詳のみによる手続を示す史料からも読みとれる。この史料は、通詳のみによる手続と詳文による覆審が案件処理の上で連関していたことを物語っている。それは、処理過程で覆審を伴うかどうかは事件内容や刑罰の相違ではなく、単に人賊并獲かどうかの相違でしかなかったからである。案件処理の特定の段階で人賊并獲であれば通詳のみの手続で処理し、そうでなければ詳文による覆審へ移行した。そのため、同様の事件でも、一方では覆審によって処理され、他方では覆審を伴わない詳文のみによって処理されることは十分起り得た。従って、軽度命盗案件の処理手続において覆審が必要かどうかは程度問題に過ぎない。

そもそも上申制の特徴として、督撫にまで案件がもたらされるのが挙げられるとすれば、詳文による覆審と通詳のみの手続はともに督撫まで案件がもたらされ、督撫の批准によって完結する以上、ともに上申制の枠内に収まるものである。その上申制の中で、通詳のみの手続が最も簡便な形態であり、詳文による覆審はその次に簡便な形態となろう。しかしいずれにせよ、それらは上申制という枠組の中のバリエーションに過ぎない。

それでは、軽度命盗案件の残る一つの処理手続たる彙報は

どうか。これは州県で案件を先行発落する形態であり、完結権限という側面に着目すれば、それが州県に委譲された手続である。従って、案件を処理する過程で督撫にまで案件がもたらされるものではなく、上申制の枠内に位置付けられるものではない。しかしその手続を見ると、これもまた他の軽度命盗案件処理手続と質的に峻別されるものではない。前々項で引用した『治浙成規』を見ると、零星小窃の彙報を述べたあと、「情節未だ確かならざる、及び室に入りて賊を攫る等の案の如きは、罪は杖刺に止まると雖も、仍お須く簡易條款を遵照して、擬を議して通詳して示を候つべし」と続く。零星小窃であっても「情節未だ確かならざる」場合は、通詳のみによる処理を行うよう規定している。従って、同じ零星小窃案件でも、案件処理の特定段階での状況により、彙報になる場合もあれば通詳のみの手続となる場合もあった。こうした状況は、通詳のみによる手続と詳文による覆審のいずれが選択されるかが程度問題であったことと同じである。

また、軽度命盗案件を先行発落する形態が、終始督撫側より「彙報」と呼ばれていたことも同様のことを意味する<sup>34</sup>。確かにそこで行われている現実には完結権限の州県への委譲であり、案件がその処理過程で督撫にもたらされないと意味で上申制の枠内には位置付けられない。しかし判決の確定力が存在しない清代中国にあつては、州県で完結して先行発落した案件であっても事後報告の段階で督撫がそれを覆すこと

は可能であつた。従つて、督撫の側からすれば、通詳のみによる手続や詳文による覆審のように案件の処理過程で関与すること、彙報のように事後的に関与することに質的な差異は認められず、そこでどのように対応するかは程度問題に過ぎなかつた。

結局、軽度命盜案件の三種類の処理手続の差異は、実務感覚としては、督撫にイニシアチブがあることを前提とした上での程度問題であつた。その時々でどれが選択されるかは、その置かれた状況、とりわけイニシアチブを持つ督撫の状況判断によつた。その意味でこうした処理手続は、制度として確定していた「固い」手続というよりも、あくまで実務上の要請による事実的な対応と見るべきである。

しかもこうした状況は、実は軽度命盜案件に限られるものではない。例えば、一般徒刑案件を批結として季節ごとに中央に報告することを定めた乾隆四〇年の条例<sup>35</sup>は、一般徒刑の完結権限が督撫に委譲されていたことを示す規定と解釈することも可能である。しかし、「完結」という言葉の持つ意味合いが「確定」ではない以上、完結して事後的に報告された案件であっても中央の側が覆すことは常に可能であり、その意味で常に中央の側にイニシアチブがあつた。従つて建前論としては、『会典』に記載されるように、案件処理のイニシアチブは常に中央、より具体的には皇帝に残されており、それを前提とした上で、実務上の要請から事実的な対応として一般

徒刑案件を批結とする手続が存在している。乾隆四〇年の条例の規定内容は、実はこのような「皇帝が結節点となる処理手続」の中に事後的に位置付けられるものであつた。そして軽度命盜案件の議論は、徒刑案件の彙報と同様に、このような清代の案件処理制度を巡る大きな枠組の中で事実に成立している。「督撫が結節点となる処理手続」を巡る議論である。

以上の見解を踏まえて、案件処理手続上で詳結が占める位置を考えてみよう。ここで詳結を再度確認すると、下僚からの詳文に対して上司、具体的には督撫が批准することによつて完結する手続のことである。督撫が批准する以上、当然案件が督撫にまでもたらされている訳で、これは上申制の特徴を踏まえている。従つて、詳結は上申制の枠内に位置付けられる処理手続である。

そして上申制の枠内でのバリエーションとして詳結を考える場合、軽度命盜案件の処理手続に限らず広く詳結という処理手続自体に着目してみると、上司批発案件などと呼ばれる上司から下げ渡された審議を命じられた案件の処理手続が時には詳結と呼ばれていたことが注目される。上司批発案件は、特定の案件を上司からの命により審議し、その結果を詳文によつて直接報告することによつて処理された。従つて、ここには覆審の契機が介在する余地がない。こうした上司批発案件の処理が詳結と呼ばれていた以上、ここに見られる特徴、すなわち覆審を行わないことは、詳結の大きな特徴となる。

従つて、覆審を伴う処理手続は、上申制の枠内において覆審を必要としない詳結とは相對する手続となる。これを本節で検討してきた軽度命盜案件の処理手続になぞらえて考えてみると、通詳のみで完結する手続が詳結と呼ばれ、それは手続的に、詳文による覆審を含むすべての覆審を伴う処理手続と對になつてゐる。そしてこのように考えてみると、なるほど通詳による手続のみが史料上でも詳結と呼ばれ、詳文による覆審は詳結と呼ばれていないことに気付く。

なお、残る一つの軽度命盜案件処理手続たる彙報であるが、これは州県による先行発落、換言すれば案件を処理する過程において督撫が関与しないことに大きな特徴がある。これは、手続的に見れば、上申制と對比される自理の一形態である。

最後に上申制を踏まえて再度整理を試みよう。手続的に自理と對比される上申制は、督撫にまで案件がもたらされることが特徴であるが、その具体的な手続の広がりを見ると、督撫にまで解審を行う最も厳格な方法から、解審をまったく伴わない詳文のみによる覆審を経て、覆審すら伴わない通詳のみの形態まで広がつてゐた。そして、上申制の内部を見たとき、覆審を伴うか否かが手続上の大きな差異となり、その覆審を伴わない部分が詳結であつた。またこの詳結は、上申制の中では最も簡便な形態となるため、手続的に見ると、さらに簡便化された側には上申制と對比される自理の一形態が隣接することになり、それが彙報であつた。そして軽度命盜案

件の処理手続は、詳結(＝通詳)を中心として、覆審の側(＝詳文による覆審)にも自理の側(＝彙報)にもはみ出す形で分布していた。

## 第二章 詳結採用の要因

### 一、酌婦簡易條款

軽度命盜案件の三種類の処理手続、すなわち詳文による覆審、通詳、彙報の差異が、実務感覚として程度問題であつたことは前章で述べたところであるが、これは軽度命盜案件処理手続として詳結が採用されるかどうか流動的であつたことをも意味している。それでは詳結が軽度命盜案件の処理手続として採用される場合の、その決定要因はいかなるものであろうか。

こうした要因を考える際、制度的変化を規定する史料を考察する必要があるが、自尽・小窃案件の詳結に言及する史料は、詳結による処理を自明のこととしてそれを周知徹底せよといつた内容であることが多く、その史料中に制度的変化はあまり見受けられない。しかし、中には制度的変化を窺わせる史料もまた存在する。例えば、以下の『福建省例』所収の史料が挙げられる。

一、賊少なきの賊犯、宜しく專案もて通詳すべき也。査するに、酌婦簡易條款に内開すらく「竊案の賊賊を獲るを經て、事主が賊を認めること明確にして、該犯が供

招して輸服せば、徒罪以上たれば、通報して飭審し、府に由りて核轉する外、其の罪の杖刺に止まるは、州縣は即ち擬を定めて通詳し、上司は核明し批示して發落せよ。批を候ちて覆審するを庸いる母れ。如し情節未だ確かならざれば、仍お批行して復査せよ。」等語。閩省の竊案、罪應に徒罪以上たるべきは俱て例に照らして辦理するを除くの外、所有ゆる竊せられて臧少なきの案は、定めて「驗文もて通報し、並びに循環簿を設立して填明し、季に按じて府に由りて各衙門に彙送して查核する」の例有り。賊を獲えて究結するに迫りては、僅かに循環簿内において填注するは、既に定例と違ひ有り。且つ例に照らして責刺するや否や、扳誣羈累の有るや無きや、稽考に従うなく、實に未だ協わざるに屬す。應に請うらくは、嗣後臧少なきの賊犯の罪杖刺に止まるは、簡易條款に照らして擬を議して通詳して示を候て。擅に發落するを行い、漏縦有るを致すを得る母れ。<sup>37)</sup>

これは、従來の小窃案件の彙報による処理を定例、この場合は酌婦簡易條款に反するとして、その酌婦簡易條款の規定たる詳結による処理に変更することを求めているものである。

この際、詳結への制度的変化を促したものは、言うまでもなく酌婦簡易條款の存在である。この「酌婦簡易條款」ないしそれに類する語、例えば「酌婦簡易定例」<sup>38)</sup>、「酌婦簡易條例」<sup>39)</sup>、「簡易章程」<sup>40)</sup>、「簡易案」などは、自尽・小窃案件の処理に関して度々

出てくる用語であり、詳結が軽度命盜案件の処理手続として採用される場合の、その決定要因を考へる際のキーワードとなるであろう。筆者は幸いにして「欽定酌婦簡易條款」なる史料を閲覧する機会を得たので、そこより得られた知見をもとに考察を試みる。

北京図書館所蔵の「欽定酌婦簡易條款」は、図書館の目録・カードには「清高宗勅輯、清乾隆刻本」とだけあり、また本体に目録や凡例、序跋等が存在しない。そのためその成立経緯がはっきりしない部分があるが、冒頭に収録されている上諭より、当時の展開の大筋を把握することが可能である。少々長いが全文を掲載しよう。

吏部等衙門謹んで題し、「旨に遵じて議覆する」事の爲にす。〈乾隆十八年六月初五日、内閣上諭を奉ず。〉「守令は親民を以て職務と爲す。必ず其の民と相い浹洽し、然る後に能く農桑と教化を勧める。『簿書・期會に悞り無ければ即ち任に勝えりと云う』と謂うに非ざる也。邇來、守土の官は錢穀・刑名を教令するを奉行するに過ぎず。是れ較やもすれば督撫は此を以て有司に課し、部院は此を以て督撫に課す。更に或いは文義の毛舉瑣細に拘牽して、往返して駁詰し、案牘は茲ます繁す。議者至りて謂わく、『地方の有司、過を救うに暇たらず。奚ぞ能く民生の休戚を留心せんや』と。斯の言、是に近し。然して一たび再び更張し、將に藉口して優游するを無からんとするも、



其の民生の休戚を留心せざること故の如ければ、則ち何を以て有司の賢否を別せんや。然して案牘の繁滋するは、亦た敷政の要務に非ざる也。應に何如に酌して簡易に歸し、庶政をして瑣屑に病まざらしめ、而して親民たる者をして教養の實を有らしめ、民に及んで則ち得らしめるべきや、其れ九卿科道・直隸總督及び督撫の事に因りて在京せし者に令ず。詳悉に議を定めて以聞せよ。」と。欽此。

臣等、旨に遵じて議覆す。「各衙門の現行事例の輕重に關わる無く以て裁して簡易に歸すべきの處有らば、内に在りては各部院に令じて詳悉に參酌し、應に刪るべき條款をば主稿衙門に交して彙齊し、九卿科道と會同して詳議して具奏せしむ。各省の辦理する事件に至りては、情形一ならざりて、或いは繁碎にして行い難く應に酌改するを行すべきもの有り。亦た各該督撫に令じて詳悉に參酌し、條款に分別して具題せしむ。請うらくは、該管衙門に勅令して查核せしめ、主稿衙門に彙送し、九卿科道と會同して妥議して具奏せしめよ。」と。等因。旨を奉ず。「議に依れ。」と。欽此欽遵。在内の各衙門の應に刪るべき條款は、會同して查核して具奏するを経て案に在るを除き、隨いて文を各省督撫に行し遵照して辦理す。去後。今、各省督撫が酌歸簡易の事件をば條款に分別して具題し部に到るを據ける。吏部は應に議すべき條款を查明

し、該管の各衙門に分送して查核し、咨もて主稿衙門に送り彙齊して會議する。臣等公同して商榷し條に逐いて參酌し、其の中の輕重に關わる無く繁碎にして行い難きもの有らば、均しく應に各督撫の請う所の如く裁省し以て簡易に歸すべし。其の事の緊要に關わり未だ刪改するに便ならざるもの有らば、仍お各該督撫に令じて舊に照らして辦理せしむ。各省の請う所の事件に至りては、事相い同じに屬するも而れども別の省中と重複して具題するもの有り。事通行すべきも而れども別の省中は未だ題請するを経ざるもの有り。臣等彙齊して查核し、均しく各省に令じて查照し、條款を議准して畫一辦理する。其の各省の情形同じからざりて、或いは別省に照依して一體に辦理する能わざるもの有るは、該督撫に令じて別に該管衙門に咨明して議を定めて辦理するを行わしむ。謹んで議准・議駁の事宜をば條款に臚列し、別に清單を繕い、恭呈して御覽す。命下るの日を俟ちて、文を内外の各衙門に行して遵照して辦理する。再ニ此案を査するに、各省の督撫、尚お陸續と咨送して部に到るもの有り。嗣後、請うらくは該管の衙門に令じて自ら查核して議を定め、酌量して分別して題咨し辦理するを行わしめよ。此れ本より吏部の主稿するに係れば、合併して聲明す。臣等未だ敢えて擅便せず、謹んで題し旨を請う。」と。等因。乾隆二十年五月初九日に題す。本月十五日旨を奉ず。「議

に依れ」と。欽此<sup>24</sup>。

乾隆二〇年に出されたと考えられるこの上諭は、前半部分たる乾隆一八年の上諭およびそれに対する議覆と、後半部分たる乾隆二〇年の具題の二つに分けることが出来る。

まず乾隆一八年の上諭では、皇帝の現状判断が述べられたあと、庶政の簡易化について審理するように九卿科道および直隸總督と在京の總督に命ずる。これを受けて、中央については各衙門に審理させた上で九卿科道と審議して具奏するよう議覆し、これは既に審理内容を具奏して決定事項となっていた。地方については事情がそれぞれ異なるため各督撫から審理内容を具奏させるよう議覆した。

後半部分たる乾隆二〇年の具題部分では、地方での審理内容が中央に具題されてきた後、その提案内容を中央でも再度検討し、採用できるものは採用し、できないものは従来通りの処置とした。各省で重複する提案や共通して行うべき内容はこれを契機に画一辦理とし、個別性を重視するものについては別に督撫が中央の關係部門に咨明することとした。また、今後各省よりもたらされる提案については、關係部門が審議して個別に題咨することとした。こうして、庶政の簡易化に関する省側の提案を中央で議准・議駁して、乾隆二〇年の段階で條款としてまとめたものが、この『欽定酌歸簡易條款』である。内容は、先に提示した上諭のほか、議覆條款と議駁條款に分かれ、前者は吏部三一条、戸部八五条、礼部九条、

兵部二七条、刑部五五条、工部八条、起居注一条、圜子監二条、倉場總督一条の計二一九条、後者は吏部一三条、戸部一七条、兵部三条、刑部七条、工部一条、都察院河南道一条の計四二条ある。議覆條款・議駁條款ともに「據某々總督(巡撫)某疏(咨)稱……」といった形式で始まり、地方からの提案内容を列挙した上で、中央での検討結果が示される。ここに、刑部議覆條款より一例を提示してみよう。

一。直隸總督方が咨するを據ける。稱すらく「真正の命盜案件及び犯が徒流以上に該る等の罪、或いは尋常案件の案犯の末だ齊わず脏跡未だ明らかならず、併びに案内に生監・職員の應に通詳して褫革すべき有るは、均しく舊例に照らして辦理する外、其餘の自盡路斃の人命、脏未だ滿貫たらざるの竊盜、傷つけるも金刃に非ず驗して平復するを經るの鬪毆、以て和姦・聚賭・私宰・私燒等の案に及ぶの、罪枷杖に止まるは、初審時に情節既に明らかなれば應に即ち詳に隨擬を定めて結するを請うべし。批を候ちて覆審するを庸いる毋れ。」と。

又た四川總督黃が疏するを據ける。稱すらく「一切の自盡命案、其の中勒せられて而して自縊を假裝する、溺せられて而して自溺を捏稱するもの有り。俱て應に舊に照らして詳を具して批を候つべし。旅店・道路の病故人等の已に驗訊して明確なるを經るに至りては、應に該州縣に令じて圖結を出し驗を用いて申報して立案せしめ

よ。必ずは詳を具して批を候たず。」と。

又た四川總督黃が疏するを據ける。稱すらく「竊賊幾ばくも無く罪杖責に止まる、並びに賭博・鬪毆・私宰・燒鍋・和姦の罪枷責に至る外結事件は、請うらくは州縣に飭して、犯を獲えるの時に於いて供情を訊確すれば即ち議を定めて詳結せよ。必ずは批を候つて覆審せず。」と。

又た貴州巡撫定が疏するを據ける。稱すらく「事主が州縣に赴いて失竊を呈報し、贓・賊を獲えるを經て、事主が贓を認めること明確にして、該犯が供招して輸服すれば、徒罪以上たれば、通報せしめて審するを飭し、府・司に由りて核轉する外、其の罪杖刺に止まるは、州縣は即ち擬を定めて通詳し、上司は核明して批示し發落せよ。如し情節未だ確かならざれば、仍お批行して復査せよ。倘し僅かに擬罪未だ協わざれば、核正して指批し遵照するを妨げず。」と。等語。

査するに、罪杖刺枷責に止まる、及び自盡路斃の人命の、例として應に外結すべき等の案は、應に該督等の請う所の如く、州縣官に令じて即ち擬を定めて通詳するを行わしめ、上司をして完結せしむ。批を候つて覆審するを庸いる毋し。如し情節未だ確かならざれば、仍お批行して復査せよ。倘し僅かに擬罪未だ協わざれば、上司が核正して指批し遵照して辦理するを准す。

これは軽度命盜案件の詳結を規定する酌歸簡易條款であり、

本節冒頭で提示した『福建省例』の中で言及される酌歸簡易條款や、前章で彙報について述べた箇所でも提示した『治浙成規』が言及する簡易條款は、この条を指している。ここでは、直隸・四川・貴州からの計四条の提案を受け、それをまとめる形で中央で議論・採用された。このように、重複する提案や共通して行われるべき内容を中央で一括して画一辦理としていることは注目すべきである。

確かに、先の上諭にあるように、個別性を重視するものについても一定の配慮は示されていた。しかしそれは、督撫が中央の關係衙門に個別に問い合わせるという対応にした点から考えてみても、あくまで例外的な位置付けであり事後的な処置であつた。少なくとも乾隆二〇年の『欽定酌歸簡易條款』の段階では、各省からの重複する提案を中央で一括して通行して遵照させようとし、一省からの一提案もまた「應に請う所の如く辦理すべし」と全国に通行して遵照させようとしていることからして、ここで目指されていたものは、庶政の簡易化とともに画一化であつたことは注意する必要がある。

## 二、省側の対応

庶政の簡易化を求める乾隆一八年の上諭に対して、地方については事情がそれぞれ異なるため各督撫から審理内容を具奏させるよう議覆したことは前述したが、その審理内容を具題するよう求める部咨を受けて、省側でも審理を行っていた

ことが、湖南省については史料上から確認できる。『湖南省例成案』所収の「酌減繁瑣文結條款」と題する史料がそれであるが、これは、部咨を受けた巡撫がその内容を両司に検討させ、その結果を按察司に回答させたものであり、その回答である乾隆一八年一月二日の日付を持つ司の詳文が史料の中心となっている。今、その巡撫牌部分を見ると次のようである。

案ずるに吏・戸・兵・工部の咨を准ける。「凡そ一切の文冊往来、務めて簡便に歸すべし。各省の辦理する事件、繁碎にして行い難く應に酌改するを行ふべきの有るや無きや、詳細に參酌し分別して具題せよ。」等因。俱て先後して案を抄して司に行するを経て、移行查辦せしむ。并びに該司道の統いて應に減すべき文冊をば詳明するを據け、批もて彙詳するを飭して案に在り。茲に本部院は、案情中に于いて察閲し、裁減すべきに似たるもの有り。合に単に彙して議するを飭するを行ふべし。牌を備えて司に行す。文の事理に照らして、即便ち臬司・糧賦二道と會同して、粘単に開する各條の裁減すべきや否やの処をば悉心もて參酌し、妥議して彙詳し、呈して察核して題咨するを請え。單の外省通飭事件に係るに止まるに至りては、亦た即ち確議し、如し果たして裁減するは、案を分ちて另詳し、以て批示して通飭して遵照し、畫一辦理するに憑たらしめよ。再さらに此の外繁冗の案は尚お多

詳結——清代中期における軽度命盜案件処理

し。該司道は務めて須く逐細に別釐し、并びに各屬を督して迅速に査覆し、如し應に裁すべき有らば、一に併せて議詳せよ。<sup>47</sup>例限將に届かんとす。慎みて遅延する無かれ。切に切に。

冒頭に掲載されている部咨は、その内容やこの詳文の時期からして、部が督撫に諸政の簡易化について審理させて具題するよう処置を取ったというところの部咨に相違あるまい。湖南省ではこの部咨を受けて、具題すべき簡易化の案として、まず督撫に報告する文冊の削減を検討し、それと共に具体的な実務内容の簡易化をも建議させ、他方で具題するの必要な外省通飭事件もまた簡易化のために建議するよう求めている。建議主体は司道レベルであり、それを督撫が具題すべき内容として批准しているため、ここでの議論はあくまで省上層部で行われているに過ぎない。しかし、その検討内容を見ると、例えば「各州縣が人命を相驗するに、例に『件作の傷痕を増減・隠匿するを致さず』の甘結を取る」を定める。其の餘の親屬・隣証人等は、應に請うらくは結を取るを庸いる毋れ<sup>48</sup>とあるように、現場の具体的な実務にまで言及している。また、「竊案を呈報するに、情形に疑似が介在する有るは、自ずから應に供を訊して結を取るべし。若し呈内開明たりて実に竊を行うに屬し並べて疑似の情形無くは、止だ應に捕を差して嚴緝して通報せしむべし。必ずは供を訊して結を取らず」は、前に通飭するを奉じて案に在り。但だ各屬尚お

六三—四—一七

未だ畫一に遵ぜず。應に請うらくは再び通飭し一體に辦理するを行い以て擾累を省くべし」とあるように、新たな提案ではなく以前に通飭した内容を再度遵照するよう求める提案もなされている。

このように、乾隆一八年の上諭(およびそれに基づく部咨)は、省内においても、従来の制度を見直し、簡易化のための行政改革を推進する役割も果たした。従つて、省からの提案とは、中央からの働きかけに応じて、こうした省内で行われている改革(今回の上諭を契機に発案されたものもあれば、従来から行われていたものを再度通飭する場合もある)を全国レベルで行うべきものとして提案するという意味合いを持った。

それでは、中央に提案する際の簡易化の基準、換言すれば制度変革の原因をどこに求めたのであろうか。「小窃案件の按季彙報」及び「監犯簿の取扱いの変更」が酌婦簡易條款として制定されたことに言及する史料に次のようにある。

査するに、酌婦簡易案内に「竊盜の賊を計りて四十兩以下に在る、及び徒罪以下の未だ賊を獲えるを経ざるは、下に在る、及び送りて冊報する」と「監犯の名簿の月に按じて府州に送りて査對するを一體に停止する」との二條有り。原るに山東・雲南等の省を據ける。該撫は各おの地方の情形に就きて酌量して変通し、以て煩擾を省かんとす。是を以て議准し通行して案に在り。<sup>49)</sup>

具体的な状況は不明ながら、彼ら巡撫はそれぞれの地方の事

情に鑑みて「小窃案件の按季彙報」及び「監犯簿の取扱いの変更」を提案し、それが酌婦簡易條款として採用・通行されたことが窺われる。これを換言すれば、省側では制度変革の原因をそれぞれの省の事情、具体的には末端の現実に求めていたといえよう。ここに掲載されている二条はともに「欽定酌婦簡易條款」に該当する条文を確認できるが、ここでは山東巡撫が提案した「小窃案件の按季彙報」の方をさらに検討してみよう。

陞任山東巡撫楊が疏するを據ける。稱すらく「東省向來竊案を辦理するに、乾隆十六年に成規を更定し、民間の竊案は失贓の多寡を論ずるなく、概して供・結を訊取して通詳するを行い、以て地方官が上緊に比緝するを期す。意は不善に非ず。乃ち之を行ふこと己に兩年に及ぶも、而れども竊案未だ減らざりて、賊を獲えること甚だ少なし。即い失う所幾ばくも無くも、必ず事主・地隣を拘し、供を訊し結を取らば、往返守候す。恐らくは書役が此に藉りて小民を需索し、竊を報ずるを以て累を爲さん。請うらくは仍お向例に循い、贓を計りて四十兩以上有るに遇わば、即ち供を訊し結を取りて通詳せよ。其の四十兩以下たるは、仍お簿に填して季に按じて彙報せよ。贓を獲えるの後、贓の真なる、供の確かなるを審明すれば、即ち擬を定めて通詳し批を候つて發落せよ。如し諱匿及び贓数を減報する情弊有らば、例に照らして參處す。」<sup>50)</sup>

山東省では乾隆一六年に成規（この場合は省レベルの規定）を変更に、窃盜の場合はすべて事件報告の通詳をすることになった。しかしさほどの効果はなく、窃盜事件は減少しなかった。むしろ、軽微な窃盜の場合でも必ず被害者や近隣の者を尋問して結状を取らなければならなくなり、胥吏が民衆を需索するような弊害も懸念されるようになった。そのため、従来のように、贓物が四十兩以下の場合には、事件ごとに通詳するのではなく、季節ごとにまとめて事件報告するよう簡易化の案として提起した。この事例は、窃盜案件の減少を期して制度を変革したが効果が無かったという経験を踏まえて、従来の制度に戻すべく提起されたものであり、そこには山東省の状況が色濃く反映されている。この事例に見られるように、省側は制度変革の原因を自省の状況に求めていた。

従って、酌婦簡易條款とは、個別の省の事情を制度変革の原因として省側から提起し、それを中央の側で検討・採用することで権威付けされた規定であった。庶政の画一化を求める中央としては、各省で遵照出来るように規定内容を普遍化することが必要となる（中央で行われていたことは結局そのような過程である）が、そもそもが個別事情を原因として以上、普遍化にはおのずから限界があった。

それでは、このような性格を持つ酌婦簡易條款が通行された後、省側ではどのように対応したのであるか。最もオーソドックスであり且つ分かりやすい対応は、その

まま文面通り遵照することである。例えば、前節冒頭に提示した福建省の事例などはその好例である。ここでは、従来の小窃案件の彙報による処理を酌婦簡易條款に反するとして、その酌婦簡易條款の規定たる詳結による処理に変更している。ここで変更されている彙報という処置は、それ以前の段階で議論を経て定められたものであり、その意味では一定程度の慎重さが見られる。従って、ここでの酌婦簡易條款の規定への変更は、中央より下された規定である以上、その権威を尊重して遵照するという素直な対応である。すべてがこのようであれば何の問題も発生しない。

しかし、そのようにうまく行かないことはさすがに中央の方でも認識しており、だからこそ例外的、事後的ではあるにしても、個別性を重視するものについては督撫に咨明させるという抜け道を残している。こうした対応について湖南省の事例を検討してみよう。これは湖南巡撫の上奏とそれに対する大学士の奏覆が中心となっているが、酌婦簡易條款の中、自尽案件の按季彙報の取り扱いを問題にしている。

惟だ是れ湖南地方は民情詐僞にして、多く健訟を以て能と爲す。(略)是を以て湖南の一切の自盡病斃案件、乾隆二十年に于いて奉じて酌婦簡易條款が有ると雖も、並べて未だ遵行せず。(略)今、部が議する『凡そ自盡命案は、州縣に令じて季に按じて彙報せしむ』は、別省に在りては、或いは奉行すべくも、而るに湖南の各屬に在りては、

仍お向例に照らして隨いて驗し隨いて即ち通詳し察核して立案するの更に詳慎爲るに若かざるに似たり。司に行して通飭し、仍お向例に照らして案に逐いて詳報するを除くの外、所有ゆる湖南各屬の現在辦理する緣由を、理もて合に實に據りて奏明し、伏して皇上の聖鑒を乞う。

湖南省では酌婦簡易條款の規定を健訟であることを理由に（おそらく中央の許可を得ることなく）遵照せず従来通り專案通詳しており、このことが今回の制度変革を提起する原因となっている。そして、一方でこうした酌婦簡易條款に反する処置を行わせつつ、他方で省の事情を上奏して中央に判断を委ねている。こうした状況を省が上奏することは、中央からすれば地方で行われている処置を把握できることとなり、省からすれば中央の判断という権威を援用して自己の対応を正当化することとなる。

このような上奏に対して、大学士は次のような内容の奏覆を行った。

蔣炳が奏する所、行うべきに屬すに似たり。應に旨を請いて原摺をば直省の督撫に通行すべし。如し自盡病斃命案に遇わば、俱て舊例に照らして專案もて通詳し、必ずは季に逐いて彙報せず。酌婦簡易の一案に至りては、原より内外の各衙門が自ずから酌量して具奏するを行い、九卿に交して彙集し、議覆し准行して案に在り。現に蔣炳の奏するを據けるに、此の條は湖南の一省では並べて

未だ遵照して辦理せず。其の他の省が奉行するや否や、均しく未だ定むべからず。更に此の外の各條の此の似く遵照するに便ならざる有るも、該督撫等は或いは已に議を定めるを經るに因りて、更張するに憚り遂爾に具文了事とするは、亦た公慎崇実の道に非ず。應に一に併せて各督撫に飭令して詳査せしめ、應に奏明すべきは實に據りて具奏すべし。

まず湖南巡撫蔣炳の上奏内容を採用するように述べた後、酌婦簡易條款について言及する。そこでは、湖南省からのこうした上奏がある以上自尽案件の按季彙報が各省で行われているかはつきりしないこと、またその他の規定でも遵照するに不都合な場合にそれを具文としてしまうのは望ましくないこととの二点を考慮し、各督撫に調査させて必要な場合は具奏することを求めている。つまり、酌婦簡易條款の規定内容を地方の状況に合わせて変更するなど、必要な場合には湖南巡撫のように報告するよう求めているのである。

さて、この大学士の奏覆によつて、酌婦簡易條款の規定内容を変更する場合は、省は中央にその旨を報告して裁可を仰ぐこととなった。これを言い換えれば、酌婦簡易條款が規定する内容について、各省で画一に施行し、変更する場合でもそれを中央が把握できるようになったと言えよう。そして、この奏覆内容の部咨に基づき酌婦簡易條款の変更を求めている事例は幾つか見受けられる。しかしその変更は、例えば

「縁よきは因地制宜にして簡易條例を酌更するに係れば、臣謹んで實に據りて陳明する」と述べられているように、あくまで因地制宜、すなわち地方の状況に合わせた措置をするためのものであった。これに対して中央では、地方から上がってくる提案を検討し、より望ましいと考えられる案を採用し、各省に通行して画一的に遵照することを求めていた。<sup>58</sup>

先に見たように、省の提案を酌婦簡易條款として採用する場合、特定の省の事情が制度変革の原因となっており、またそれを変更する場合も、変更原因は同じく特定の省の事情であつて、それは採用する際と何ら変わるころがない。従つて、他省の事情に鑑みて規定された酌婦簡易條款（ないしその変更規定）が自省の状況に適合しないために何らかの処置を迫られるといったことは、酌婦簡易條款に始めから内包し、またどの段階においても問題となり得た。その際、中央に問い合わせることで判断を委ねてその權威を援用し、自己の変更を正当化しようとする湖南省の対応は、数ある選択肢の中で無難な対応であつたと言えよう。

しかしこうした対応は、いちいち上奏しなければならぬことや、中央から拒否されることがあるため必ずしも省側の思惑通りに事が運ばないことなど、リスクもまた多い。そのため、場合によつては、省側では中央に問い合わせることもなく変更してしまう場合もあつた。この点について、小窃案件の按季彙報を規定する酌婦簡易條款を巡る江西省の対応を見

てみよう。<sup>59</sup>

もともと江西省では窃盜案件はすべて案件ごとに通詳していたが、乾隆二二年になって、江西省の従來の手続とは異なる「賊物が四十兩以下の場合彙報せよ」という内容の酌婦簡易條款がもたらされる。その一方で、先ほど言及した「酌婦簡易條款の規定内容を変更する場合は、省は中央にその旨を報告して裁可を仰ぐべし」という部咨がもたらされる。これを受けて按察司は「江西省の情景、以えらく鼠竊の案たり。賊の四十兩以上に在るは十に一二無し」という状況判断から、「賊を計りて一兩に及ばざるの案は、冊に彙して季報する。如し賊の一兩以上に在るは、一概に專詳して緝を飭す。並びに奏明せんことを請う」ことを求め、巡撫の批准・通飭を経て、乾隆二三年にその旨を具奏した。

これに対して中央は次のように回答した。

現に署廣撫周が「竊案の賊を計りて數兩より十數兩に及ぶは、季に按じて彙報する」は、恐らく歴久たりて賊消え、賊匪は遠颺する。請うらくは改めて月に按じて彙報せよ」と條奏するを據けるを以て、已に議准して通行する。事一例を同じくすれば、即ち粵省の例に照らして、賊を計りて數兩より十數兩に及ぶの案は、改めて月に按じて彙報すると爲せ。其の一兩以下は、仍お冊に彙して季報するを行え。

「四十兩以下を彙報せよ」という酌婦簡易條款を変更するこ



とについては、すでに広東省から類似の提案がなされており、それを議准して通行しているのでそちらを遵照せよとの回答である。確認のために述べておくと、江西省案は「一両以下を按季彙報、一両以上を專案通詳」であり、広東省案は「一両以下を按季彙報、四十両以下を按月彙報、四十両以上を專案通詳」である。従って、広東省案の方が若干緩い内容となる。しかし巡撫は「竊案未だ減らず。一たび月報に入れて彙詳すれば、恐らく粉飾して藉延せん」という状況判断から、このような中央からの回答内容に満足せず按察司に審議を命じた。そして按察司は江西省の原案通りの処置、すなわち一両以下を按季彙報、一両以上を專案通詳とするよう回答し、批准を受けて通飭した。

乾隆二八年九月に、按察司は「案牘日に繁たるに于いて宜しく亟やかに更定すべきに似たり」という状況判断から、先に中央が回答してきた広東省案に遵照するよう提案し、巡撫の批准を受けた。またこの年の一二月には、巡撫は「江西省小竊の案甚だ多し。今一両上下を俱て季報・月報に入れるは、案牘を滋くするを免れるの意に屬すと雖も、但だ随時專報して緝するを批せば、則ち地方官は尚お留意するを知る。若し概して彙報に入れば、恐らく各上司衙門は既に未だ冊に按じて査核する能わず。而して承緝の各員は又た復た漫にして經心せず。匪を緝して良を安んじるの道に於いて亦た未だ甚善たらざるに似たり」という状況判断から按察司に検討を命

じ、按察司は「賊を計りて一両以下は、近きに就きて該管の道府州に詳報して査核して拿するを飭す。院司衙門に至りては、改めて月に按じて冊に彙して通報すると爲す。其の賊の一両以上に在るは、仍お亢前司が議定せる章程に照らして、一概に專案もて通詳する」と詳覆し、批准を経て通飭された。広東省案（『酌婦簡易條款の変更規定を再度遵照する』という対応から、一両以下でも道府レベルに詳報を必要とするという、一転して厳格な対応に変更された。

乾隆四六年になって再度変更が加えられる。按察司は「地方の失竊は自ずから應に随時通報して緝するを勅し以て就獲するを期すべし。若し概して彙報に入れば、恐らく怠惰の員は視て具文と爲し漫にして經心せず、或いは諱飾の漸を啓て批發せば、實に案牘を煩わす。且つ江西省各屬の竊を報ずるは殆ど虚日無し。該州縣若し一詳を以て事を了らせ上緊に比緝するを行わざれば、則ち專案するも仍お實政に裨する無しに屬す」という状況判断、すなわち彙報でも專案通詳でもそれぞれ弊害があるという判断を踏まえ、次のように提案する。

應に請うらくは、嗣後失賊の四十両以上に在り、盜牛の四隻以上たるの案は、仍お舊例に照らして勘訊して通詳し、嚴批もて査緝する外、賊を計りて四十両以下、及び盜牛三隻以下の案は、概して令じて賊冊を造具し、先に驗文を用いて随時通報して査考せしむ。其の失竊の区の

所轄の文武員弁及び經捕の各姓名は、亦た舊に照らして文尾に于いて聲敘する。仍お詳報・驗報の各案をば、月に按じて四柱循環冊を彙造し、承緝する捕役の姓名を填註して、即ち月稟に隨いて通送し、以て冊に按じて查核し月に逐いて倒換するに便ならしめよ。

四十兩以下の場合、驗文で通報するとともに、こうした案件を循環冊に記入して月ごとに送ることを定めており、これもまた督撫の批准を経て通行されている。

以上が小窃案件の按季彙報を巡る江西省での制度展開である。中央から通行された酌婦簡易條款の修正規定、すなわち「一兩以下を按季彙報、四十兩以下を按月彙報、四十兩以上を專案通詳」を權威ある規定として一定の尊重は示しつつも、場合によっては江西省の状況を優先してそれに反する規定を定めた。江西省の一連の制度展開を通じて、その規定を変更する際の状況判断となったものは、「案牘」「怠惰」の二点に集約される。この二つの要素のどちらに重点が置かれるかで、規定をどのように変更するかが決定された。乾隆二八年九月の変更のように、酌婦簡易條款の変更規定を遵照するという変更もあり得たが、この場合でも、中央から下された權威ある規定だからと盲目的に遵照したのではない。むしろ、あくまで状況判断が前提となり、そのような状況に適合する対応を模索したとき、酌婦簡易條款の変更規定を見出したため、それに遵照するよう変更したと考えられる。

なお、こうした独自の処理をしうる理由付けとして、それが外結案件であるからという言い方が時には見られる。例えば、官吏を処罰する際に「本より應に嚴參すべくも、事外結に由るを姑念し、縦寬にして大過三次を記すを飭し、以て後効を觀る」と述べられ、私塩に関する報獎規定を省例で変更する際に「原より賞に充つるの冒濫を滋くし易きに因るも、而して事は外辦に由らば、總て公に益有るを期し、必ずしも成法に拘牽せず」と述べられるように、「外結」「外辦」が変更を正当化する理由となった。

以上、酌婦簡易條款とそれを巡る省の対応を考察してきた。ここより明らかになったことは、特定の省の事情が制定原因となっている酌婦簡易條款は、中央の側から見れば、省ごとの状況を追尾して基本的には画一化を達成するものであった。しかし、省側から見れば、基本的には權威的文書として位置付けられるものの、必ずしも規定通り遵照されている訳ではなかった。軽度命盜案件の詳結による処理もまた、酌婦簡易條款で規定される内容の一つである以上、こうした状況下に置かれた。従って、実際に軽度命盜案件の処理手続に詳結を採用するかどうかは、多分省内の状況に左右されたはずである。しかしそうは言っても、従来画一化されていなかったと考えられる軽度命盜案件の処理手続に詳結を定着させることに、酌婦簡易條款は一定の役割を果たしたと考えられる。

## 三、省内の対応——内容主義と刑罰主義

一、二節で検討してきたことは、中央と省との間での酌婦簡易條款という権威的規範（軽度命盜案件の詳結もまた酌婦簡易條款で規定される内容の一つであり、当然その中に含まれるを巡る議論である。先に述べたように、酌婦簡易條款の規定（及びその変更規定は、地方からの提案を中央で検討して通行されたものである。従って、ここでの督撫は、提案者でありかつ統制される側に立つ。しかし督撫は、省内においては布政司・按察司以下を統制する立場であり、下僚からの提案を決済する側に立つ。それでは督撫が統制者・決済者となるとき、軽度命盜案件の処理手続として詳結を採用する際の、その決定要因となるものは何であろうか。

この問題を考える上で、『湖南省例成案』に収録されている「議駁祁陽梟匪稟自盡命案隨詳擬結各條」は格好の材料を提示している。これは、過失殺などの処理手続に詳結を採用するかどうかを巡る議論である。以下、提案を行っている県詳、それに対する巡撫批、巡撫批を受けて実質的な審議をして督撫に提示する司詳をそれぞれ引用して、その議論内容の考察を行うことにしよう。

まず県詳であるが、始めに自尽・小窃案件の詳結を規定した乾隆八年四月の総督牌と同年一月の巡撫批に言及した上で、次のような議論を展開する。

但だ卑職覆査するに、竊犯の、場に当たりて賊賊両獲し、及び甫めて竊を報ずるを經んとするも當たりて即ち賊を獲えるの、枷責に問擬するは、既に初報の文内に於いて擬議し詳もて批結するを請うを得る。則ち自盡人命の案内の、罪杖を擬するに止まるは、亦た類推して初報の文内に於いて擬議し詳もて批結するを請うべし。(略)抑も卑職更に請う有り。覆査するに「①律内の過失殺人、贖絞罪銀十二兩四錢二分を追収して、殺されるの家に与えて葬を營ましむに止まる」、及び「②律内の過失殺を以て論じ、及び過失殺人律に照らすもの」と、「③子孫教令に違犯し、而して祖父母・父母が理非ざりて毆殺し、審して故殺の情無く、亦た圖頼の事無きもの」と、又た「④原より毆傷軽く死に至らず、他病を患うに因りて身死せしも、本傷と渉る無く、律に依るは本の毆傷の法に従うも、其の傷は一齒一指以下を折るに係れる」は、此等の命案、或いは取贖に止まり、或いは滿杖に止まれば、応に自盡案内の罪杖を擬するに止まるものと一同とするを得べきに似たり。驗傷の時に於いて、場に当たりて確供を訊取し、初報の文内に於いて擬議し詳請せよ。供情未だ明らかならず擬議未だ協わざるは、案に就きて指駁し覆審せしめ、別に擬して詳覆するを除くの外、其の供情明確にして擬議妥協なるは、批結を予えるを請い、以て民累を省き、以て洪仁を広むべきや否や、卑職は儆飭せ

る「案件を速結するの至意」を仰體し、又た屬員の盛心を體會して奉行する能わざるを恐れ、錯謬なるも揣らず、愚蒙冒昧に分晰して妄陳す。行ふべきや否や、伏して訓示を候ちて遵行す。

まず前半部分では、督撫の牌や批により認められている笞杖枷号レベルの擬罪を必要とする自尽案件の詳結について、笞杖枷号レベルの刑罰が予定されている小窃案件の詳結方法を類推することができるという。督撫が自尽・小窃案件の詳結を規定しているのは、笞杖レベルの刑罰を予定する小窃案件が詳結によって処理されていること（これ自体に疑義は挟まれな）を前提とした上で、同じく笞杖レベルの刑罰が予定される自尽案件にも類推しているという発想からである、と知県は認識している。

これを踏まえて後半部では具体的な提案をしている。それは、①④の場合には自尽案件の詳結と同じ処置をせよ」というものである。①②は過失殺の場合で、①は過失殺に関する条例「過失殺人の絞罪を取贖し、殺されるの家に与えて葬を営ましむは、折して銀十二兩四錢二分とす。」を踏まえたものである。②については、例えば同じく過失殺に関する条例に、「凡そ捕役が賊を拿らえ、賊と格闘して而して無干の人を誤殺するは、仍お過失殺人律に照らして、犯人の名下に於いて銀十二兩四錢二分を追し、死者の家に給付す。」がある。③は「毆祖父母父母」律の「其れ子孫教令に違犯し、而して祖

父母・父母が理非ざりて毆殺するは、杖一百とす。故殺するは、杖六十徒一年とす。」を踏まえたもので、凶頼については「殺子孫及奴婢凶頼人」律に「凡そ祖父母・父母が子孫を故殺し、及び家長が奴婢を故殺して人を凶頼するは、杖七十徒一年半とす。」という規定がある。④は、毆傷の事実はあるもそれが死因と関係ない場合、毆傷関係の律で処断するといふものであり、これは「鬪毆」律の「人の一齒及び手足の一指を折り、人の一目を眇にし、人の耳鼻を抉毀し、人の骨を破り、及び湯火・銅鉄汁を用いて人を傷つける若きは、杖一百とす。」を踏まえたものである。このように、①④は特定の律や条例を踏まえたものであるが、これらの人命案件で予定されているものは、共通して「取贖」や「滿杖」、すなわち刑罰を必要としないか笞杖レベルの刑罰であるとして、自尽案件と同じように詳結による処理に変更することを求めている。このような知県の提案は、自尽・小窃案件の処理手続に関する知県の認識、すなわち予定されている刑罰が同じ笞杖枷号レベルであるから手続を類推できるという発想に基づいている。これは、刑罰レベルが同じであるため同様の処理をすることが出来るという刑罰の重さを基準とした発想である。

県詳をうけた巡撫は、その提案部分たる過失殺の処置を中心に、次のような批を下している。

過失殺の案は稍や疑義に失す。即い寛縦の例に関するも、

應に逐案招解し、部に咨して部の覆准を候ち、仍お季毎に另本もて稟題す。久しく通行するを經て案に在り。乃ち該縣の詳もて「自盡の命案と同じく一例もて辦理する」を請うは、殊に錯謬に屬す。子孫教令に違犯し、而して祖父母・父母が理非ざりて毆殺する等の案内に至りては、故毆の分・圖頼の別有り。更に巧詐の徒の祖父母・父母を買賄して頂罪を冒認せしむる有り。情事は原より應に虚實を察審すべく、又た自盡の命案と同じからず。「初報の文内に於いて議擬す」と詳するを據ける。固より案件は速結するを貴ぶも、但真情一時に得難しを恐る。遽かに草率に議詳を爲さば、轉じて奸徒猾吏の間に乘じて舞弊するの漸を啓く。按察司に仰せつける。一に并せて確核して議詳し、以て閱奪するに憑たらしめよ。

過失殺は「咨結して季節ごとに稟題する」という處理を行つてきたとして、詳請内容を否定する。また子孫教令違犯による毆殺の場合、「故毆」「圖頼」「巧詐の徒の介在」の虚実を明確にする必要があり、草率な議詳は弊害を招くとする。巡撫批の内容は基本的に県詳を否定するものであるが、そこにある発想法は「過失殺」や「子孫教令違犯」といった案件の内容ごととその處理方法を規定すべきである、という案件の内容を基準とした発想である。

県詳を否定する内容の巡撫批を受けた按察司は、この県詳の提案内容を検討し、次のような詳を巡撫に提示する<sup>(1)</sup>。

本司覆査するに、民間の竊匪を呈報するの案の、賊犯を拿獲し、賊跡明確たりて、罪名又た杖笞に止まるは、自ら當に前に奉ぜし憲檄を遵照し、詳に隨ひ批を請いて完結すべし。其れ自盡の命案の、情節疑ひ無く、擬議の杖責に止まるは、亦た應に詳に隨ひ完結すべし。即ち通報の件の、一面具詳し、一面先行して審理するは、此れ近來楚省の各有司皆な是の如く辦理し、初め必ずは該令の諳練するが如きならざるも、而して後此に見及する也。

詳に隨ひ結を請うの案の、間ま疑似に涉り罪名寬嚴未だ協わざる有るに至りては、憲台の仍お之を本司に批するを蒙り、本司或いは之を該府州に批して、復た査詳せしめるを行ふ。其の輾転と確核するは、未だ嘗て時日を需せざるにあらざるも、總て其の民命・桁楊を慎重にし、當を得て而して後に止む。茲に該州県の請う所を據けるに、「案件を速清する爲」に托名するも、其の實一詳もて事を了らせ草率に責めを塞ぐに非ざるは無きのみ。又た過失殺の案は、例として應に案に逐いて憲轅に招解して、親しく訊して咨もて達し、部覆を奉ずるを俟ちて、季に按じて題達す。遵行して已に久し。乃ち該県の詳もて「自盡命案と一例に辦理する」を請うは、殊に悖謬に屬す。

子孫教令に違犯し、而して祖父母・父母が理非ざりて毆殺する等の案の若きは、誠に憲台の批示の如く、故殺の分・圖頼の別有り。更に巧詐の徒の祖父母・父母に買賄

して頂罪を冒認せしむる有り。如し情事俱て未だ定むべからざれば、自から應に虚實を察審すべし。原より自盡の命案と廻かに別なり。該県の詳もて「初報の文内に於いて擬議す」を請うを據けるは、尤も不合に属す。所有ゆる該県の陳請する各條は、均しく議を庸いる母れ。

これは、県詳を否定する巡撫批を受けての詳文であり、その検討内容もまた巡撫批に沿ったものである。前半では、自尽小窃案件の詳結に言及した上で、詳結であつても疑義があれは批示によつて再度調査させることもあり、確実な処理をするためには時間がかかることもやむを得ないとする。このような立場に立った上で、県詳は「案件の速清」を口実に一詳のみでいい加減に処理しようとするに他ならないと決めつけている。自尽小窃案件の詳結による処置は基本的に「案件の速結のため」という立場に立ちながらも、詳結でも「案件の確実な処理」こそが第一に求められるべきである、という思想があると言えよう。後半は巡撫批とほぼ同内容で、過失殺や子孫違犯教令の処理に言及し、「県詳の提案を採用するな」と結論付けている。

県詳は、案件の速結のために刑罰を基準とした発想に基づき、過失殺等も詳結による処理をすることを求めたが、巡撫批や司詳では、案件の内容を基準とした発想によりその要請を退けている。司詳ではさらに、詳結は「速結のため」の処置だとしても、重要なものは「案件の確実な処理」であるとす

る。県詳と巡撫批・司詳の基本的な対立項は、「案件の速結」か「案件の確実な処理」かに在ったことが判る。この史料全体としては、県詳が却下されているため、取り立てて目新しいことを規定したものではないが、しかしここには案件の処理に関して、上記の対立項を前提として、二つの発想があつたことを物語っている。それは、「案件の速結」と関連する刑罰主義と、「案件の確実な処理」と関連する内容主義である。

刑罰主義はこの史料では否定されているが、しかしこうした発想は管杖枷号レベルの刑罰を執行できる州県で往々にして見られる。中村茂夫氏が明らかにしたように、州県官は、一定の犯罪を構成する案件でも律例の規定通り刑罰を科さない、具体的には州県で執行可能とされる管杖枷号レベルの範囲内に止めるといふ処置を採ることがあつたが、ここには案件の内容でなく、自身で執行可能な刑罰を基準として案件を処理する刑罰主義の発想が見られる。例えば、中村氏も引用する藍鼎元『鹿洲公案』には、白昼搶奪を繰り返した積賊を枷号の処罰に止めた事例が存在する。

但だ積兇は行劫すること已に多く、法は活かすべからず。陳日輝等を剝殺するの一案に就きても、治罪するに餘有り<sup>(73)</sup>。惟だ是れ通詳せば、毎に多く漏網し、而して無辜牽累す。餓殍の途中たれば、殊に憫惻に堪えんや。枷号満日するを俟ちて、再議すること可なり<sup>(74)</sup>。

死刑となり得るような案件をここでは枷号に止めているが、

そこには「飢餓状態の中、無辜を牽累することを避けたい」という考えがある。そして、そのような考えを実現するに当たって、州界が自己の判断で執行可能な刑である枷号を科している。中村氏も指摘するように、こうした事例は『鹿洲公案』に数多く見られるが、そこに通底するのは、明らかに刑罰主義的発想である。

ここで重要なことは、州界官のこうした対応が必ずしも専断として糾弾されなかったことである。同じく『鹿洲公案』には、当時邪教と見なされていた白蓮教系の宗教組織を壊滅した事件を取録しているが、この事件でもまた笞杖枷号レベルの刑罰に止めている。この処置を聞いた潮州総兵と広東巡撫はともに次のように賞賛した。

鎮師尚公・大中丞楊公、之を聞きて再三嘉嘆す。且つ曰く。「此の教除かざれば、害は小に在らず。通詳して正法せば厥の功大爲るも、今民の害を除くに、一己の名を沽りて縲綬をして鄰封に遍及せしめるを忍びず。深夜の中篝、自ら溝瀆するを經れば、則ち人の名節を保全すること多からんや。善きかな」と。

藍鼎元の笞杖枷号レベルの刑罰に止める措置は、明示的ではないにせよ刑罰主義に基づくものである。刑罰主義によるこうした対応が、糾弾されるどころか賞賛される場合もあったとすれば、同じく刑罰主義による上記県詳も、必ず却下されなければならぬという性質のものではなかった。

巡撫批や司詳で採られている内容主義は、案件の内容ごとに処理手続を規定すべきであるということで、その性格から「案件の確実な処理」に親和性を有する。特に、司詳で「案件の確実な処理」を打ち出したことは、刑名の総匯たる按察司の態度としては当然であろう。しかしその一方で、状況次第では刑罰主義による対応が同じレベルの官職を有する者によって賞賛されていたことは注目すべきである。それは、省上層部とて内容主義に固執するものではなく、状況次第で刑罰主義に転じる場合もあったことを示すからである。内容主義⇨省上層部、刑罰主義⇨末端の現場という構図が常に成り立つわけではない。省上層部が、刑罰主義に基づく対応が必要であるという状況判断をすれば、常にそちらに転ぶ可能性があった。これを踏まえれば、過失殺などへの詳結の適用を求める県詳が却下されたのは、刑罰主義による処理が内容主義による処理よりも当時の状況に適合していなかったため、と考える方が（たとえ史料上でそのように明示されていなくても）妥当である。巡撫批や司詳で、県詳で展開する類推的発想それ自体を否定しなかったことは、あるいはこのことを示唆しているのかもしれない。このように考えたとき、詳結が軽度命盗案件の処理手続として採用される場合の省内における決定要因とは刑罰主義と内容主義であり、省上層部、特に督撫は自己の現状に対する状況判断に基づき、二つの要因を考慮して、案件処理手続としての詳結を採用するかどうかを決定し

ていた。

おわりに

本稿で論じてきたように、軽度命盗案件の処理手続には、詳文による覆審、通詳、彙報と三種類あり、このうち通詳による処理が詳結と呼ばれる内実を持っていた。その詳結は、上申制の枠内において、詳文による覆審を含む覆審を伴う諸手続と対になっていた。また案件を処理する過程において督撫が関与しない彙報は、手続的に見れば上申制と対比される自理の一形態であった。

従って、軽度命盗案件の三種類の処理手続は、その手続的な差異が大きい。しかしこうした案件処理は、常に督撫にイニシアチブがあることよって、その差異は程度問題となった。そして、督撫にイニシアチブがあること自体も、実は皇帝にイニシアチブがあることから導かれる程度問題であった。従って、事態は常に固い制度としてではなく、実務上の要請、具体的な事実関係の中で推移した。そうした中で、軽度命盗案件処理に詳結という手続が採用される場合の決定要因となったのが、酌婦簡易條款という権威的規範の存在であり、また内容主義や刑罰主義であった。

ところで、酌婦簡易條款にしろ内容主義や刑罰主義にしろ、その立場は遠慮と督撫を中心とした議論であった。また軽度命盗案件の処理手続や広く詳結を考えてみても、督撫が結節

点となる話であった。これらのことは、清代の司法制度を考えていく際の督撫の重要性を物語っている。というのも、皇帝が全ての事案を独自の見識に基づいて処理し、州県官が戸婚田土等の細事の処理を一任されていたように、事実問題ではあるにせよ、督撫は一般徒罪以下の案件処理を一任されていたと考えることが出来るからである。ここには、皇帝による「自理」と州県自理に対応する形で、督撫「自理」を想定することも可能である。しかし、こうした督撫「自理」の内容や当否を考えるにあたっては専論が必要であろうし、現在の筆者の力がよく及ぶところでもない。従って、ここではそうした問題を指摘するに止め、今後の課題としたい。

- (1) 滋賀秀三「清代中国の法と裁判」(創文社、一九八四年)、那思陸「清代州県衙門審判制度」(文史哲出版社、一九八二年)、鄭秦「清代司法審判制度研究」(湖南教育出版社、一九八八年)など。「州県自理」「必要の覆審制」の語は滋賀氏に拠る。なお、清代裁判制度については、寺田浩明「清代司法制度研究における「法」の位置付けについて」(思想)七九二巻、一九九〇年)においても、簡略な形でまとめられている。
- (2) 光緒「欽定大清會典」卷五五。
- (3) 「福建省例」第六冊、刑政例上「刁告抗審等事、誠屬閭民惡習、亟爲整飭條款」(乾隆四五年)。以下「福建省例」は、台湾銀行經濟研究室編印、台湾文獻叢刊第一九九種「福建省例」(八冊本)を用いるが、句読点等は筆者による。なお、同書弁言にもある通り、「福建省例」という書名は正確に言えば「省例」である。



- (4) 『湖南省例成案』 刑律人命卷七、威逼人致死、讞駁祁陽縣條稟目 盡命案隨詳擬結各條 (乾隆九年)。
- (5) 汪輝祖『學治臆說』「憲案可結不妨訊報」。「誥例存疑」刑律斷獄、有 出決囚等第八律、條例附載の按語(『誥例存疑点注』中国人民大学出版社の 出版社、八五八頁)。以下、「誥例存疑」は中国人民大学公安大学出版社の 『誥例存疑点注』を使用し、その頁数を記載する。
- (6) 滋賀氏が提唱する「必要的覆審制」(前掲、滋賀『清代中国の法と 裁判』二二—二四頁)や鄭秦氏の「逐級番駁覆核制」(前掲、鄭『清代 司法審判制度研究』一五三—一五五頁)と重なる部分が多いが、両者 とともに基本的には徒刑以上の事案について上申・覆審をするという立 場であり、その点で本稿とは立場を異にしている。従って、ここではその 差異を強調するために別の概念を用いることとする。
- (7) 前掲、滋賀『清代中国の法と裁判』二二頁。
- (8) 前掲、滋賀『清代中国の法と裁判』四四頁註七六。
- (9) 前掲、那『清代州県衙門審判制度』一七六頁。
- (10) 『誥例存疑』八五八頁。
- (11) 『上諭條例』第四〇冊、刑例「擬徒取贖婦女免解府省」(乾隆八年)。
- (12) 徒刑案件の上申手続は、県から府が「解」で、府から按察司、按 察司から督撫はともに「詳」(『湖南省例成案』 刑律賊盜卷六、恐嚇取 財「少壯惡丐橫索滋擾嚴行究逐」(乾隆二四年)であるが、死刑案件 の場合は一貫して「解」(『明清檔案』一八七、B一〇四四三—五)B一 〇四四四三、乾隆十九年三月九日湖南巡撫胡玉瑛題報嚴死無服族兄審 實擬絞監候秋決)であって、文書上の手続用語の用法からも府までし か解審されていなかったことが判る。
- (13) 前掲、滋賀『清代中国の法と裁判』二六頁、前掲、那『清代州県 衙門審判制度』一七六頁でも解審の例外規定として同様の記載がある。
- (14) 前掲、滋賀『清代中国の法と裁判』四四頁註七九。
- (15) 『光緒大清會典事例』卷八四五(新文豊出版公司景印本、一五六 一一頁)。以下、「光緒大清會典事例」は『會典事例』と略し、その卷 数と新文豊出版公司景印本の頁数を記載する。
- (16) 『誥例存疑』六九九頁、八五七頁。
- (17) 『大清律例增修統纂集成』卷三〇、刑律訴訟「子孫違犯教令」律、 上註。なお、森田成滿『清代家族法に於ける教令の秩序とその司法的 保護』(『星薬科大学一般教育論集』第一五輯、一九九七年)七〇頁註 一〇では、この手続によって処理した案件に言及している。
- (18) 史料上に「覆審して招を成すを須いる無く」とあるが、これは繰 り返し審理して供述を固めるということであって、犯人を尋問するこ とが前提となっている。官僚制の各階層で審理を繰り返すこと(Ⅱ覆 審)を必要なしと述べているわけではない。
- (19) これは省内での手続に着目しての表現であって、手続が完全に同 じであったという意味ではない。子孫違犯教令は刑部に咨することが 求められていたが、軽度命盜案件ではそのような手続は求められてい なかった。
- (20) 『福建省例』第六冊、刑政例上「外結案件、府州加看詳司、不 必等候院司批示」(乾隆三二年)。
- (21) 前掲、滋賀『清朝時代の刑事裁判』二九—三〇頁。なお、公文書 形式の「通詳」の他に、私信形式の「通稟」が求められる場合もあつ たが、行論の關係上それには触れない。
- (22) 『湖南省例成案』刑律賊盜卷二、竊盜「失竊之案、人贓全獲、審 擬通詳、候批發落、犯贓未獲、先行通報、拘犯起贓定擬、由府司轉 請完結」(乾隆二二年)。
- (23) 『治浙成規』卷五、「零星小竊、人贓並獲者、地方官審明、徑行發 落、於月底造冊報查」(乾隆二二年)。
- (24) 註45所掲史料を参照。

(25) 『粵東省例新纂』卷七、刑例盜賊「竊案季報」(道光二六年)。

(26) 『清代巴果檔案匯編(乾隆卷)』(檔案出版社、一九九一年) 一〇三—一〇四頁。

(27) 中央研究院歷史語言研究所專刊之七十六「清代法制研究」輯一冊二、一—二頁。

(28) 次に挙げる巴果檔案も小窃案件の処理に関する詳文であるが、その宛先が重慶府の佐式官である通判であるところから推測すれば、この詳文もまた通判に宛てたものであろうか。

(29) 乾隆二三年三月までの段階で、四十両以下の窃案は月ごとに報告するように各省に通行されており、『西江政要』卷七、「竊案分別通詳彙報章定」(乾隆二八年)、また巴果檔案の「巴果申重慶府總捕通詳無憑造報四十兩以下窃案由詳」(『清代文書』(中国人民大学出版社、一九九六年)一四五—一四六頁に所収)に、四十両以下の窃案について月ごとに報告せよという命令を踏まえて、乾隆四三年九月には巴果ではそのような案件が無かったことを詳文によって各上司に報告するという内容の檔案があるため、四川省では四十両以下の窃案について月毎にまとめて報告していたことが判る。

(30) 「随詳擬結」は註4で掲げる史料の表題などに、「随詳議結」は「辦案要略」(「諭命案」)に表れる。

(31) 従って、命盜案件処理手続で「通詳」という表現が出てきたとき、それは事件報告としての通詳の意味しか持たないとして断定することは出来ない。字義が本来的に持つ「各上司へ詳文を送る」という意味に用いられる場合もあることは注意を要する。

(32) 『西江政要』卷一、「奉批核議案件府州隨時查核」(乾隆二三年)。本稿で用いる『西江政要』はすべて、寺田浩明「清代の省例」(『中国法制史—基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年)で述べるところの按察司本である。

## 詳結——清代中期における軽度命盜案件処理

(33) この間の事情を窺わせる史料の一例として、淡新檔案三一八一〇を挙げておく。これは新県設置に伴う監犯の移管に関する檔案である。要点を簡単に紹介すると、県がこの件について通詳し、巡撫からの批が直接自己の元に戻って来ているにもかかわらず、府からの札を受けて始めて県は典史に対して札筋をした。その府からの札は、巡撫↓道↓府と転飭されてきたものを更に県に対して転飭したもので、その巡撫が道に宛てた札の内容は、県詳に批した内容を飭して達せしめよ、というものであった。従って、県が受け取った札の内容、すなわち巡撫が為した判断、は既に県の知るところであった。

以上より推察するに、批によって上司の判断を知り得ても、具体的な執行をするためには札などによって飭される必要があったのではあるまいか。本稿で扱っている詳結についても、州県は督撫に上げた詳文に対する批によって督撫の判断を知り得ても、督撫↓司↓府と順次飭するを経て、府からの転飭がなければ発落することは出来なかつたのではないだろうか。問題は批の性格に絡むものであり、なお判然としない部分も多いが、一つの可能性として提起しておく。

(34) 註23所掲史料にしろ、註25所掲史料にしろ、州県で案件を先行発落する形態であつて、案件処理過程に督撫が関与しないにもかかわらず、あくまで「処理した案件を督撫にまとめて事後報告する」(「彙報」という規定の仕方がなされていく)。

(35) 「会典事例」一五六〇五頁。

(36) 「各府縣に批發して查報するは、限に二十日内を勤して査詳せよ。府縣に批發して審辦し、及び應に履勘を行うべきは、限に一月内を勤して査覆せよ。其の歴年批審批査するの一切の未結の案件は、統べて限に三個月を勤して、概して詳結するを行え。」(『治浙成規』卷二、「各屬積習應行整飭」(乾隆五九年))。「即ち上官が准理する事件を奉ずるも、惟だ書役を牽渉するは必ず須く解勘すべし。其餘の民間の細故

は、如し而造が案に投じて訊するを求めれば、自ずから供を録して詳結し以て跋渉を省くを妨げず。〔学治廳説〕「憲案可結不妨訊報」。

(37) 『福建省例』第六冊、刑政例上「刁告抗審等事、誠屬閩民惡習、亟爲整飭條款」(乾隆四五年)。

(38) 『湖南省例成案』刑律賊盜卷二、竊盜「賊贓四十兩以下之案、先報道府。失察私宰、保隣分別擬罪。社殺、府州隨時吊冊查核」(乾隆二十一年)。

(39) 『湖南省例成案』刑律賊盜卷三、竊盜「竊自一兩至二十兩者、仍彙冊報、二十兩至四十兩者、用驗申報。其竊盜、未獲該管府州提比、已獲酌量發賞」(乾隆二十二年)。

(40) 『西江政要』卷七、「竊案計贓一兩以下詳報道府按月彙報院司一兩以上專案通詳」(乾隆二十八年)など。

(41) なお「酌婦簡易條款」に関する先行研究として、谷井陽子「清代則例省例考」(『東方學報』第六七冊、一九九五年)があり、当該論文一八五—一九五頁、特に一九〇頁で言及している。

(42) 『清代行政制度研究参考書目』(文史哲出版社、一九七四年)、「北京大学社会科学季刊」第五卷第三・四期の影印)には、北平図書館所蔵として「酌婦簡易條款」が掲載されている。

(43) 「欽定酌婦簡易條款」一・二葉。なお原文は次の通り。

「吏部等衙門謹題爲遵旨議覆事。乾隆十八年六月初五日內閣奉上諭。守令以親民爲職務。必其與民相浹洽。然後能勸農桑與教化。非謂簿書期會無悞即云勝任也。邇來守土之官。不過奉行教令于錢穀刑名。是較督撫以此課有司。部院以此課督撫。更或拘牽文義毛舉瑣細。往返駁詰。案牘茲繁。議者至謂。地方有司救過不暇。奚能留心民生休戚。斯言近是。然一再更張。將無藉口優游。其不留心民生休戚如故。則何以別有司賢否乎。然案牘繁滋。亦非敷政之要務也。應何如酌歸簡易。俾庶政

不病瑣屑、而親民者有教養之實、及民則得矣。其令九卿科道直隸總督及督撫因事在京者、詳悉定議以聞。欽此。臣等遵旨議覆。各衙門現行事例、有無關輕重可以裁歸簡易之處。在內令各部院詳悉參酌、將應刪條款、交主稿衙門彙齊。會同九卿科道詳議具奏。至各省辦理事件、情形不一、或有繁碎難行應行酌改者、亦令各該督撫詳悉參酌、分別條款具題。請勅令該管衙門查核、彙送主稿衙門、會同九卿科道妥議具奏。等因。奉旨。依議。欽此欽遵。除在內各衙門應刪條款、經會同查核具奏在案、隨行文各省督撫遵照辦理。去後。今據各省督撫將酌歸簡易事件分別條款具題到部。吏部查明應議條款、分送該管各衙門查核、咨送主稿衙門彙齊會議。臣等公同商核逐條參酌、其中有無關輕重繁碎難行者、均應如各督撫所請裁省以歸簡易。其有事關緊要未便刪改者、仍令各該督撫照舊辦理。至各省所請事件、有事屬相同而別省中重複具題、有事可通行而別省中未經題請者。臣等彙齊查核、均令各省查照議准條款畫一辦理。其各省情形不同或有不能照依別省一體辦理者、令該督撫另行咨明該管衙門定議辦理。謹將議准議駁事宜臚列條款、另繕清單、恭呈御覽。俟命下之日、行文內外各衙門遵照辦理。再查此案、各省督撫尚有陸續咨送到部者。嗣後請令該管衙門自行查核定議、酌量分別題咨辦理。此本係吏部主稿。合併聲明。臣等未敢擅便。謹題請旨。等因。於乾隆二十年五月初九日題。本月十五日奉旨。依議。欽此。」

(44) 「欽定酌婦簡易條款」(刑部議覆條款)六七—六八葉。なお原文は次の通り。

「一。據直隸總督方咨稱。真正命盜案件及犯賊徒流以上等罪、或尋常案件案犯未齊贓跡未明、併案內有生監職員應通詳擬革者、均照舊例辦理外、其餘自盡路斃之人命、贓未滿貫之竊盜、傷非金刀兇經平復之鬪毆、以及和姦聚賭私宰私燒等案、罪止枷杖者、初審時情節既明、應即隨詳定擬請結。毋庸候批覆審。又據四川總督黃疏稱。一切自盡命案、其中有被勒而假裝自縊、被溺而捏稱自溺者。俱應照舊具詳候批。至旅

店道路病故人等、已經驗訊明確、應令該州縣出具圖結用驗申報立案。

不必具詳候批。又據四川總督黃疏稱。竊賊無幾罪止杖責、並賭博闖毆私宰燒鍋和姦、罪至枷責外結事件、請飭州縣、於獲犯時訊確供情、即定議詳辦。不必候批覆審。又據貴州巡撫定疏稱。事主赴州縣呈報失竊、經獲賊贓、事主認賊明確。該犯供招摺服、徒罪以上、通報飭審由府司核轉外、其罪止杖刺、州縣即定擬通詳、上司核明批示發落。如情節未確、仍批行復查。倘僅擬罪未協、不妨核正指批遵照。等語。查罪止杖刺枷責及自盡路斃人命、例應外結等案、應如該督等所請、令州縣官即行定擬通詳、上司完結、毋庸候批覆審。如情節未確、仍批行復查。倘僅擬罪未協、准上司核正指批遵照辦理。

(46) 『欽定酌歸簡易條欵』「刑部議覆條欵」六八八葉。  
(47) 『湖南省例成案』吏律公式卷四、棄毀制書印信「酌減繁瑣文結條欵」(乾隆一八年)。  
(48) 同前。  
(49) 同前。

(50) 『定例彙編』卷四、「竊案計贓數面及十數兩者按月彙報 州縣監簿按月呈送道府」(乾隆三年)。  
(51) 『監犯簿の取扱いの変更』は、「欽定酌歸簡易條欵」「刑部議覆條欵」五九葉。「小窃案件の按季彙報」は次註参照。

(52) 『欽定酌歸簡易條欵』「刑部議覆條欵」六一一六三葉、なお全文の原文は次の通り。  
「一、據陞任山東巡撫楊疏稱。東省向來辦理竊案、乾隆十六年更定成規。民間竊案、無論失贓多寡、概行訊取供結通詳、以期地方官上緊比緝。意非不善。乃行之已及尚年、而竊案未減、獲賊甚少。即所失無幾、必拘事主地隣、訊供取結、往返守候。恐書役藉此需索小民、以報竊爲累。請仍循向例、遇有計贓四十兩以上者、即訊供取結通詳。其四十兩以下者、仍填簿按季彙報。獲贓之後、審明贓真供確、即定擬通詳候批

發落。如有諱匿及減報贓數情弊、照例參處。又據原任甘肅巡撫鄂疏稱。竊盜計贓在徒罪以上、或首犯未罪尚須緝審者、仍照舊例外、原鼠竊之案、贓賊俱獲、審無竊却別案、非經飭賊者、該地方官即審明訊實發落通報立案。若竊案計贓在徒罪以下、未經飭賊者、按季造冊彙報飭緝、毋庸逐案通詳。等語。應如該撫等所請辦理。

(53) 『福建省例』第六冊、刑政例上「竊賊四十兩以下、用驗通報、盜犯未獲、聽府州酌量案情提比」(乾隆三二年)。  
(54) 自尽案件の按季彙報は、『定例彙編』では江蘇巡撫の提案(『定例彙編』卷七、「自盡病斃案件先詳道府核明批入季報」(乾隆三二年)になつてゐるが、「欽定酌歸簡易條欵」では奉天府府尹の提案(『欽定酌歸簡易條欵』「刑部議覆條欵」六三葉)となつてゐる。ただ、この奉天府府尹は輕生自尽の場合の規定であり、その意味で若干ニュアンスが異なる。しかも、『欽定酌歸簡易條欵』にはこの他にも自尽案件を定擬通詳せよという言及(註45)があるため、『欽定酌歸簡易條欵』からは自尽案件の処理手續を確定することは困難である。従つて、ここでは便宜的に、『定例彙編』の記載に則つて議論を進めることとする。

(55) 『定例彙編』卷七、「自盡病斃命案照例專案通詳」(乾隆三二年)。なおこの巡撫の奏文は、若干の語彙の変動があるものの、『會典事例』の歷年事例に節録されている(『會典事例』卷八五一、一五六七一頁)。

(56) 同前。  
(57) 『定例彙編』卷四、「竊案分別贓數按月按季彙報」(乾隆三二年)。  
(58) 小窃案件の按季彙報を変更する際に広東省案を採用し、他省で同様の状況があればこれを遵照すべしとして、江西省案を却下して広東省案への遵照を求めている。(『定例彙編』卷四、「竊案計贓數面及十數兩者按月彙報 州縣監簿按月呈送道府」(乾隆三二年)同、「竊案分別贓數按月按季彙報」(乾隆三二年)。

(59) 以下に述べる江西省の対応は、『西江政要』卷七、「竊案分別通詳

詳結——清代中期における軽度命盜案件処理

彙報章定」(乾隆二八年)、同、「竊案計賊一兩以下詳報道府按月彙報院司一兩以上專案通詳」(乾隆二八年)、「西江政要」卷二〇、「失竊案件分別詳報驗報」(乾隆四六年)に基づく。

(60) なお小窃案件の詳結についても、小窃案件の按季彙報ほど明確ではないが、同様の状況が確認できる。「西江政要」巻一「外結案件立定章定分別辦理」(乾隆二〇年)、同巻八、「罪止杖刺枷責竊案獲賊隨詳擬結 典刑弓兵捕役獲賊俱解印官審詳 州県不得委令員役帶犯起賊識認事主」(乾隆一九年)、「治浙成規」巻五、「零星小竊、人賊並獲者、地方官審明、徑行發落、於月底造冊報查」(乾隆二〇年)、などを参照。(61) 「福建省例」第五冊、船政例「辦理軍工應需料物、不許派令業戶行保領價代買」(乾隆三六年)。(62) 「福建省例」第四冊、塩政例「各屬報獲私塩變價銀兩分別充賞」(道光二三年)。

(63) 例えば、小窃案件の処理では、湖南省は詳結「湖南省例成案」刑律人命巻七、威逼人致死「議駁祁陽縣條稟白盡命案隨詳擬結各條」(乾隆九年)、福建省は按季彙報「福建省例」第六冊、刑政例上「竊賊四十兩以下、用驗通報、盜犯未獲、聽府州酌量案情提比」(乾隆二五年)、雲南省は覆審「上諭條例」第二〇冊、刑例「杖徒以下外結事件情節可擬駁回確審如引律未協另擬聲明詳結」(乾隆四年)であったと考えられる。

なお、案件処理制度が画一化されていなかったことは、例えば過失殺の処理手続にも見られる。過失殺の場合、雍正一年までは題結・咨結・外結と処理手続が画一化されていなかった。「明清檔案」二〇一、B一、一一二二五九—一一二二六三「署湖北巡撫周琬題報乾隆二十四年審結過失殺人案件」。

(64) 史料を見ると、乾隆年間、特に酌婦簡易條款が表れる(初出は乾隆一八年)乾隆二〇—三〇年ごろに軽度命盜案件の詳結を巡る議論が

一集中し、それ以降にはほとんど表れない。ここより、この時期に軽度命盜案件は詳結という処理手続に一般化され、それが定着していったと考えられる。

(65) 「湖南省例成案」刑律人命巻七、威逼人致死「議駁祁陽縣條稟白盡命案隨詳擬結各條」(乾隆九年)。

(66) 「大清律例通考校注」(中国政法大学出版社、一九九二年。以下「律例」と表記)。「刑律人命」戲殺誤殺過失殺傷人」律、第二条例文。

なお、律にいう「過失」とは、過失殺を定める律本文の割註によれば「過失は、耳目の及ばざる所、思慮の到らざる所を謂う」とあり、現代の「過失」の用法と比べて、かなり限定的に用いられている。詳しくは、中村茂夫「清代刑法研究」(東京大学出版会、一九七三年)を参照。

(67) 「律例」刑律人命「戲殺誤殺過失殺傷人」律、第三条例文。

(68) 「律例」刑律闕段「毆祖父母父母」律。

(69) 「律例」刑律人命「殺子孫及奴婢凶頼人」律。

(70) 「律例」刑律闕段「闕段」律。

(71) なお史料では、按察司は巡撫批をこの県の上司たる永州府に転行して検討させており、その府から詳文が巡撫批と司詳の間に入る。

(72) 中村茂夫「清代の判語に見られる法の適用——特に誹告、威逼人致死をめぐって——」(新潟大学「法政理論」第九巻第一号、一九七六年)。

(73) 「凡そ白昼に人の財を搶奪するは、杖一百徒三年とす。…人を傷つけしは(首たるは)斬(監候)とす。」「律例」刑律賊盜「白昼搶奪」律。

(74) 「鹿洲公案」上、「賊輕再拒人」。

(75) 「鹿洲公案」上、「邪教惑民」。

(76) 例えば、「江省の各屬、案件を承辦するに、最も重きは、欽部命盜

に如くは莫し。然而れども遅逾は尙お少なし。其の餘の一切の自盡人命、以て賭竊の雜案に及ぶは、稽擱は反つて多し。蓋し内結の案は、初參・二參と処分の係わる攸たれば、猶お畏勉するを知る。其の餘の一切の外結の事件は、則ち任意に稽延す。自理の事件に至りては、則ち更に上司が稽査すべく無きを恃み、一票もて差拘し、成年高束す」（西江視泉紀事）卷二、「彙催各屬上行案件并造報自理事件」とあるように、官僚制内部においても内結（＝欽部命盜）、外結（＝自尽人命・賭竊雜案）自理という形で完結権限に基づいて案件が對比され認識されていたことは、こうした見解の蓋然性を高める。